

平成25年度
政策形成実践研究報告書

若者の社会参画

……持続可能な社会の構築……



公益財団法人 神奈川県市町村振興協会市町村研修センター

はじめに

地方分権が進展する中、市町村は様々な行政課題を抱え、自主的、自立的な取り組みが求められております。

そこで、これらの課題について市町村が共同して調査を行い、職員の問題解決、政策形成能力の向上を図るとともに、県内自治体の施策研究の向上に資することを目的に政策形成実践研究を実施しています。

平成25年度は、「若者の社会参画」をテーマとし、若者が社会に目を向けず、社会参画しない状況を放置することで生じる諸問題を取り上げ、それらを解決するための様々な施策案について調査・研究を進めてまいりました。

当研究は、神奈川県内の自治体から推薦を受けた研究員が半年を越える期間、研究を重ね、ここに研究成果を報告するものですが、今回の研究成果がそれぞれの自治体の施策の参考になれば幸いです。

最後になりましたが、本研究のアドバイザーをお引き受けいただいた相模女子大学人間社会学部の松下啓一教授ならびに神奈川県内外の自治体などの各関係機関の皆様に、多大なご協力とご指導を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

平成26年1月

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 内野 優

目 次

第1章	本研究の意義・構成	
1	問題の所在-なぜ若者の社会参画を取り上げるのか	1
2	本研究の方法・構成	2
3	本研究による用語	2
第2章	現状と課題	
1	若者を取り巻く状況	4
2	全国における若者の社会参画の状況	9
3	神奈川県における若者の社会参画の状況等	13
4	政策の必要性	17
第3章	海外・国の施策	
1	海外の施策	21
2	国の施策	25
第4章	先進事例研究	
1	先進自治体の実績	34
2	行政主導による若者の社会参画施策	34
3	行政と民間とのコラボレーションによる若者の社会参画施策	44
4	地域主導による若者の社会参画	48
5	先進事例研究の総括	53
第5章	新しい仕組みづくりの提案	54
1	仕組みづくりの基本理念(基本原則)	55
2	関係者とその役割	55
3	若者の社会参画施策(体系)	56
4	具体的施策	57

第6章 若者の社会参画施策を進めるために	77
あしがき	81
神奈川県内市町村における若者の社会参画の状況等に関する調査結果	82
神奈川県内市町村アンケート回答課および担当課等一覧	85
研究員名簿	87

第1章 本研究の意義・構成

1 問題の所在—なぜ若者の社会参画を取り上げるのか

近年、良質な公共サービスを提供するため、新しい公共という観点から、これまでの自治体の政策が再構築されている。そして、現在の若者を取り巻く社会問題として、自己形成支援、社会形成・社会参加支援、職業的自立、就労等支援などの問題が挙げられるが、本研究会は新しい公共の考え方を活用した若者の社会参画をテーマとして取り扱う。

若者の社会参画を取り上げた理由は、第一に、若者は公共における重要な資源だからである。住民の中でも若者は将来の社会を担う貴重な存在である。また、国際社会において目覚ましい活動をしている若者も多く、若者は社会を動かす大きなエネルギーを内在している。持続性のある社会を形成するために、若者に積極的に社会参画してもらう必要がある。

第二に、行政政策や事業における若者参加の機会やきっかけが減少している。社会参画する若者は従前より継続して存在していたが、少子高齢化の影響に伴って社会参画する若者も減少している。人口の少ない若者は政治的に優遇されることが少なくなり、若者向けの政策や事業は限定的になっている。その結果、現在は若者の声が政策に反映されにくい社会になっている。また、行政の取り組み不足や多忙な就労活動により、数少ない意欲ある若者が社会参画できない状況が散見される。

第三に、若者の社会参画への意識が低下している。前述の若者の声が反映されにくい理由のほか、価値観の多様化により、若者の社会参画に伴う積極性は低下している。

若者が社会に目を向けず、社会参画しない状況を放置したままであれば、政策に関与する関係者は高齢化の一途をたどり、持続可能な社会が形成できなくなってしまう。その結果、自治体運営に大きな損失が生じ、社会に大きな歪みが生じてしまう。次世代の責任者である若者に将来の社会を担ってもらうためには、地域に根ざした若者の社会参画が早急の課題であると考えられる。しかしながら、神奈川県内においては、若者の社会参画の事例は多いとは言えず、若者が社会参画の機会に気づいてすらいらない状況も散見される。

このような社会情勢から、本研究会では若者が地域に根差して社会参画できる体制づくりなどについて研究を進めた。

2 本研究の方法・構成

本研究は、若者を取り巻く状況や全国における若者の社会参画の状況を調査し、研究員の若者社会参画に対する共通認識を図るために神奈川県内や先進自治体の動向を知るためのアンケートを実施した。加えて、海外・国内の施策を分析するとともに、先進自治体の取り組みを知るために視察を実施し、その結果、若者の社会参画を推進するための新しい施策を提案する。神奈川県内の自治体職員8人によって、アドバイザーの助言を受けながら、月1回から2回程度の定例会を開催し、政策案の作成を進めてきた。

以下、第2章は現状と課題の分析、第3章は海外・国の施策の考察、第4章では先進自治体の視察・調査に基づき、若者の社会参画における課題と具体的な取り組みを考察した。また、第5章は神奈川県内で効果的と考えられるものを中心に、各自治体において若者社会参画を推進するための起爆剤となり得るような取り組み・事業を提案し、第6章にて若者参画施策を進めるために要点をまとめた。

3 本研究における用語

(1) 若者

本研究会における若者とは、15歳から39歳までのものとする。下限を中学校卒業以上とすることは、義務教育が終わり社会進出する世代であるからである。なお、川崎市子ども会議は10歳以上の子どもによる提言を市長にあげるなど、小学生から政策にかかわる教育を実践されているケースもあるが、本研究会では若者が自分の意思で積極的に社会参画に踏み出すことを想定し、中学校卒業以上とした。また、上限については、各種青年部会や青年海外協力隊が39歳までであり、内閣府の子ども・若者ビジョンではポスト青年期を40歳未満としていることを参考にした。なお、厚生労働省による平成25年版厚生労働白書、地域若者サポートステーション、平成25年版厚生労働白書に基づく若者の意識に関する調査によると、若者とは15歳から39歳までのものと定められている。

(2) 社会参画

本研究会における社会参画とは、自らの意思により社会活動の企画・運営に携わることとする。社会活動は、行政の政策や事業に限定せず、公共性、公益性の高い民間の活動も含む。事業実施にとどまらず、事業を企画・検討していく段階に参加することも入る。

第2章 現状と課題

1 若者を取り巻く状況

はじめに、若者を取り巻く状況に目を向けてみたい。

若者を取り巻く社会情勢は、複雑かつ多岐にわたるが、ここでは、財政赤字、社会保障、雇用の3点について、取りあげる。

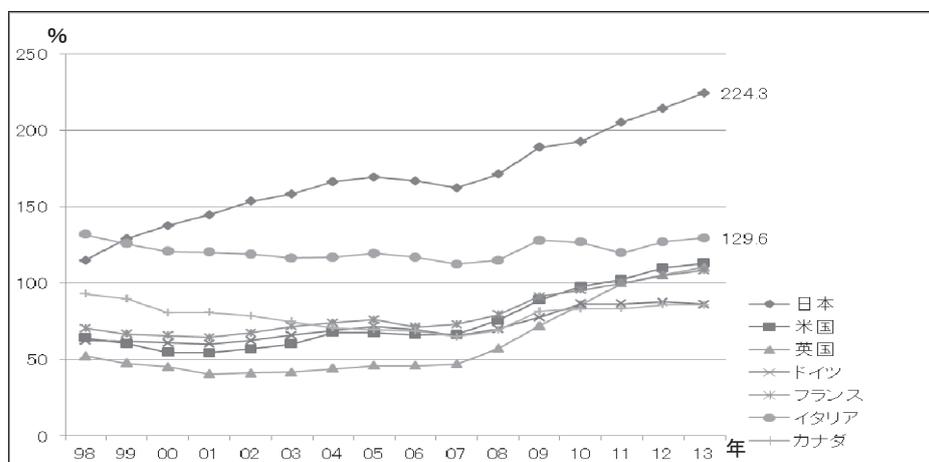
(1) 財政赤字

2013年6月末に、国債や借入金、政府短期証券をあわせた「国の借金」の残高が、1,008兆6,281億円になり、ついに1,000兆円の大台を超えた。同年9月末時点では、1011兆1785億円となり、残高はさらに拡大している。この金額は年間の国内総生産の約2倍に当たり、国民1人当たり約800万円の借金を抱えていることになる。

また、国際的に見ても、日本の政府債務残高は、先進国の中で突出して高い(図表2-1)。2013年の日本の政府債務残高の対GDP比は、224.3%で、経済危機に陥っているイタリアと比べても約2倍の数値であり、主要先進国の中で最悪の水準である。

累積した財政赤字は、将来の税収で返済することになる。そのための負担をすることになるのは、若者世代あるいは将来世代である。

図表2-1 債務残高の国際比較(対GDP比)



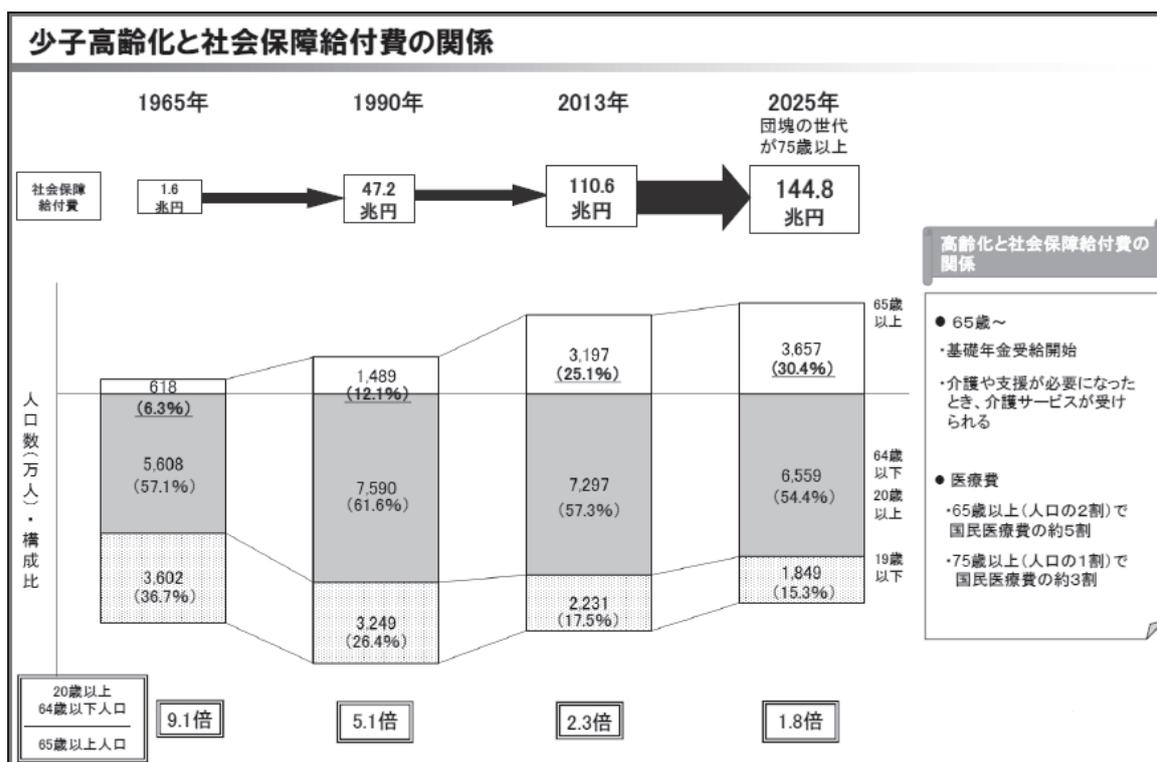
出典：OECD 『Economic Outlook 92 (2012年12月)』

(2) 社会保障

日本は深刻な少子高齢化に直面し、その深刻さは今後さらに増大する見込みである。若年者層が激減し、高齢者層が激増している。従来のピラミッド型人口構成に基づいて設計されてきたさまざまな制度などが現実にそぐわず、財政の悪化をもたらしている。

その一つが社会保障制度である。図表2-2のとおり、社会保障給付費は、2025年には1990年の3倍を上回り、144.8兆円になる見込みである。また、1990年には65歳以上の高齢者1人を20歳以上64歳以下の者5.1人で支えていたが、2025年になると1.8人で支えなければならなくなると推計されている。

図表2-2 少子高齢化と社会保障給付費の関係¹



¹ 『財務省ホームページ』 <http://www.zaisei.mof.go.jp/theme/theme6/> (2013年12月11日閲覧)

(注1) 団塊の世代は1947年から49年生まれ。

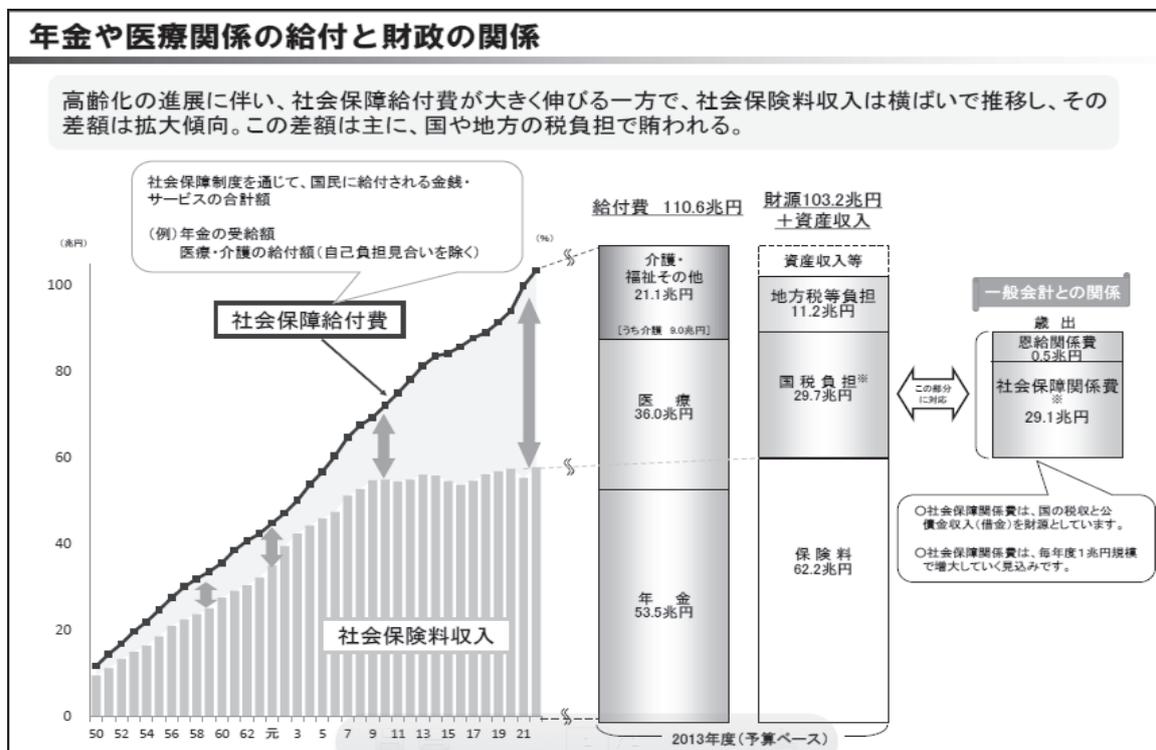
(注2) 2025年度の値は、厚生労働省「社会保障に係る費用の将来推計の改定について」(平成24年3月)による。医療介護について充実と重点化・効率化を行わない場合の計数。

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計(平成24年1月推計)」、総務省「国勢調査報告」、厚生労働省『社会保障に係る費用の将来推計の改定について』(平成24年3月)

その一方で、図表2-3のとおり、社会保険料による収入は、近年横ばいで推移しているのですが、今後、社会保障給付費と社会保険料による収入の差額は、毎年1兆円規模で増えることが予想されている。この差額は、国や自治体に納められる税金で賄われることになる。

給付費が3倍以上に増えるなかで、支え手が減り、しかも収入は変わらないのであるから、当然、若い世代の負担も大きくなる。また、現行の制度のままで、給付と収入のアンバランスが続けば、これから生まれてくる世代は、さらに重い負担を抱えることが想像できる。

図表2-3 年金や医療関係の給付と財政の関係²



² 『財務省ホームページ』 <http://www.zaisei.mof.go.jp/theme/theme6/> (2013年12月11日閲覧)

※数値は基礎年金国庫負担2分の1ベース。

(出典) 社会保障・人口問題研究所『社会保障費用統計』、平成25年度(予算ベース)は厚生労働省推計。

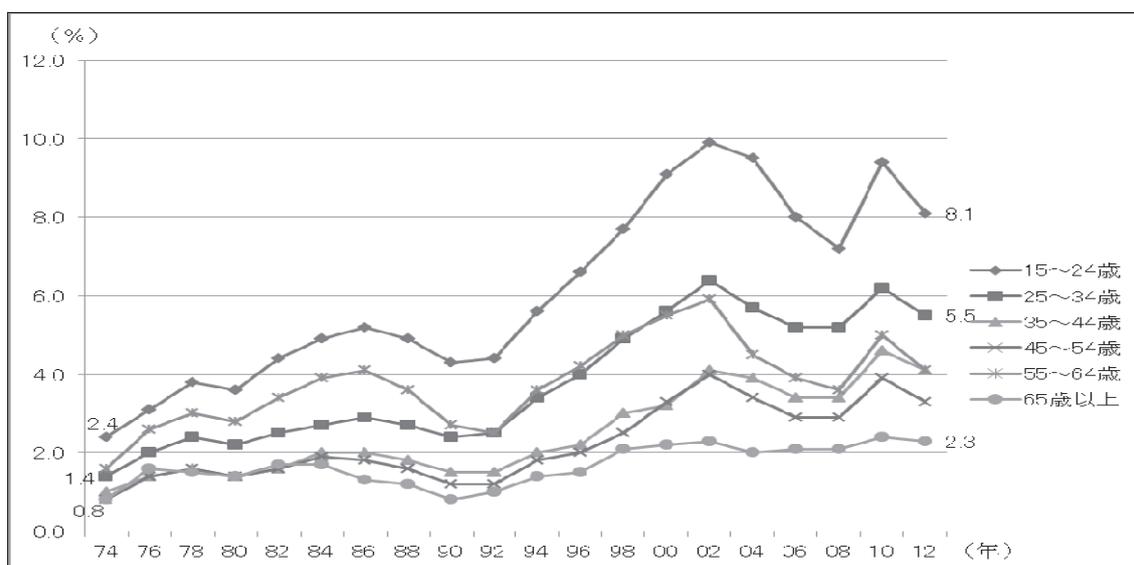
(3) 雇用

年代別の完全失業率をしてみると、図表2-4のとおり、「15～24歳」や「25～34歳」の若い世代の失業率が、ほかの年代に比べて高いことが分かる。2012年の完全失業率は、「65歳以上」が2.3%であるのに対し、「25～34歳」はその2倍強の5.5%、「15～24歳」にいたってはその4倍に近い8.1%に達している。

完全失業率の上昇幅を見ると、1974年から2012年にかけて、「65歳以上」は1.5%の微増であるのに対し、「25～34歳」は4.1%の増加、「15～24歳」は5.1%も増えているのである。

また、労働者全体の3分の1を超え、過去最高の水準となっている非正規雇用について着目すると、図表2-5のとおり、非正規雇用労働者のうち「正社員になりたい者」の数は、若い世代である「15～34歳」が170万人であり、ほかの世代と比べ突出して高くなっていることが分かる。

図表2-4 年齢階級別完全失業率の推移



出典：総務省統計局『労働力調査』

図表 2-5 年齢別にみた「正社員になりたい者」の状況³

	非正規雇用労働者数		正社員になりたい者 (推計)			
		男性	女性	男性	女性	
15～34歳	414万人	137万人	277万人	170万人	56万人	114万人
35～44歳	351万人	60万人	291万人	87万人	21万人	66万人
45～54歳	328万人	47万人	281万人	55万人	14万人	41万人
55歳以上	550万人	237万人	313万人	27万人	14万人	13万人
合計	1,643万人	481万人	1,162万人	339万人	105万人	234万人

出典：総務省統計局『労働力調査』

このように、財政赤字、社会保障、雇用の観点から、若者を取り巻く状況を見てきたが、いずれの観点からも、若者を取り囲む状況が相対的に厳しいことが分かる。

財政赤字、社会保障については、現在、国民生活が成り立たなくなるような状況に陥っていないこともあり、切迫した取り組みがされていない面もあるが、そのような状況に至るとき、不利益を被るのは現在の若者世代や将来世代である。雇用については、現状においても、若者世代に低迷する労働市場のしわ寄せがいつていると言える。また、将来的にも、雇用の受け皿が増えない見込みの中で、65歳までの再雇用の義務化などにより、ますます若者世代の正規雇用労働者が減ることが予測できる。

つまり、これらの観点において、将来にわたって、不利益を被るのは、現在の若

³ 『厚生労働省ホームページ』 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/genjou/
(2013年12月11日閲覧)
(資料出所)

[1] 非正規雇用労働者数は、総務省『労働力調査』(2010)。15～34歳については、在学中(113万人)を除く(在学中を含めると、合計1,756万人)。

[2] 正社員になりたい者は、15～34歳については、内閣府による推計。他の年齢階級については、各年齢階級・性別の非正規雇用労働者数に、厚生労働省『就業形態の多様化に関する総合実態調査』(2010)による各年齢階級・性別の「正社員になりたい者」の割合を乗じて得たもの。

者世代や将来世代である。まさに、若者は当事者であり、若者が主体的に考える必要のある状況なのである。

2 全国における若者の社会参画の状況

ここで、全国的なデータにより若者の社会参画を分析する。

(1) 投票率から見た若者の社会参画

2012 年衆議院議員総選挙（図表 2-6）において、世代別の投票率を見ると、20 歳代は 37.89%、30 歳代は 50.10%であったのに対し、50 歳代は 68.02%、60 歳代は 74.93%と、投票率にかなりの差が生じている。

また、2013 年参議院議員総選挙（図表 2-7）においても、20 歳代 33.37%、30 歳代は 43.78%に対し、50 歳代は 61.77%、60 歳代は 67.56%と、若者世代と高年齢者世代の投票率に大きな開きがある。政治家(立候補者)の意識として、選挙での当選または政権の獲得と仮定するならば、高齢者の関心事項を優先的に扱い、高齢者政策を志向することは、至極、合理的な行動となる。

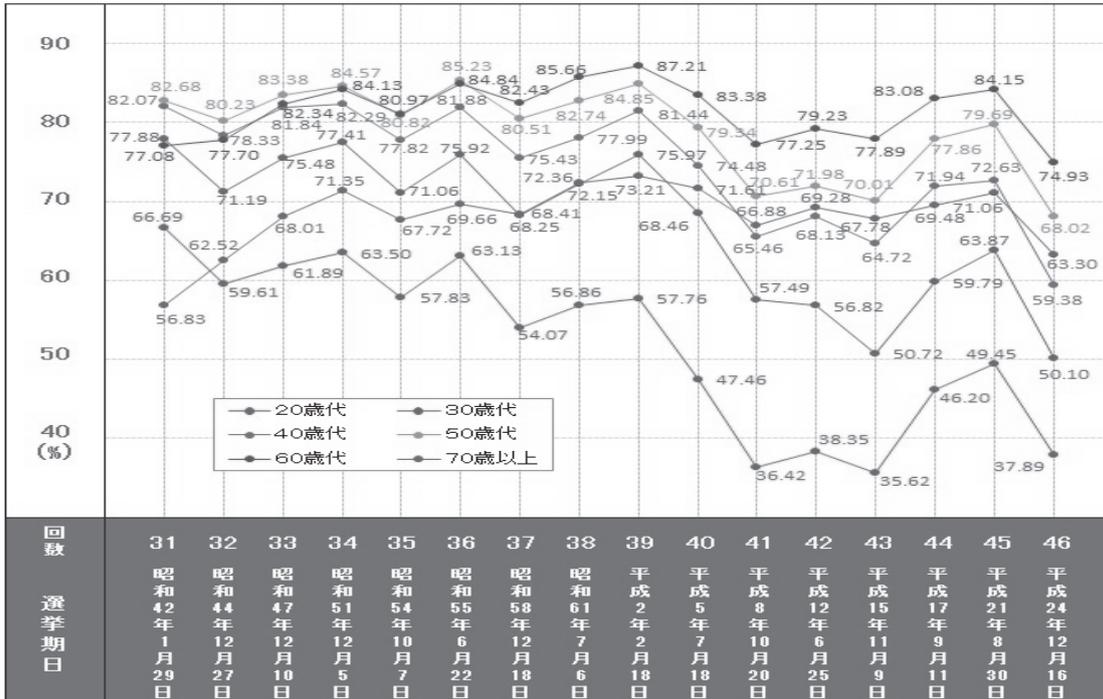
そのため、非正規雇用の増加や就業率の低下、子育てなど人生前半の社会保障の不備や教育格差の問題など、若者を取り巻く政治課題は多いが、なかなか改善されない事態を招いている。

近年の若年層の投票率低下は、政治への無関心と考えて良いのであろうか。

「世界青年意識調査」によると、日本の若年層の政治に対する関心度はアメリカや韓国などの先進国に比べて高い（図表 2-8）。国の政策への民意の反映法として「国民が参加する場を広げる」ことを望んだ割合は、20~30 歳代で特に高かった（図表 2-9）。

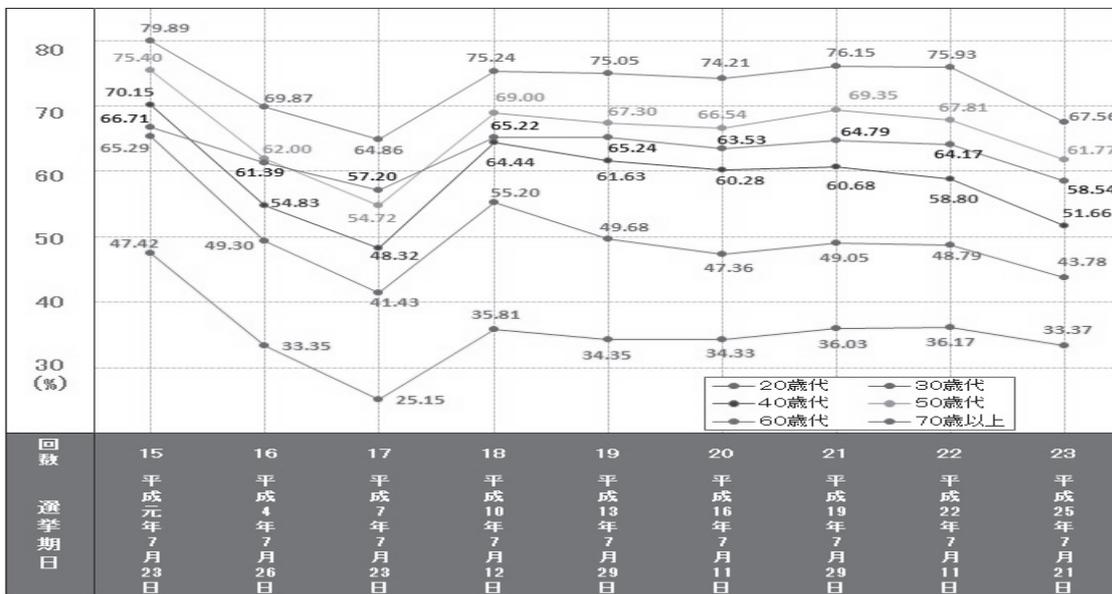
5 か国比較で見ると、政治に「関心がある」と回答した者の割合は、日本(58.0%)が最も高く、アメリカ (54.5%)、韓国 (49.7%)、フランス (42.6%)、イギリス (33.2%) の順となっている。また、日本の青年について時系列比較で見ると、「関心がある」(2008 年第 7 回調査 46.7%→2009 年第 8 回調査 58.0%) と回答した者の割合は、前回調査より 11 ポイント高くなっている。関心がないと回答したものが 41.5%いることは看過できないが、海外に比較すると日本の青年の政治意識は高いと言える

図表 2-6 衆議院議員選挙投票率の推移⁴



出典：公益財団法人明るい選挙推進協会『衆議院議員総選挙年代別投票率の推移』

図表 2-7 参議院議員選挙投票率の推移⁵

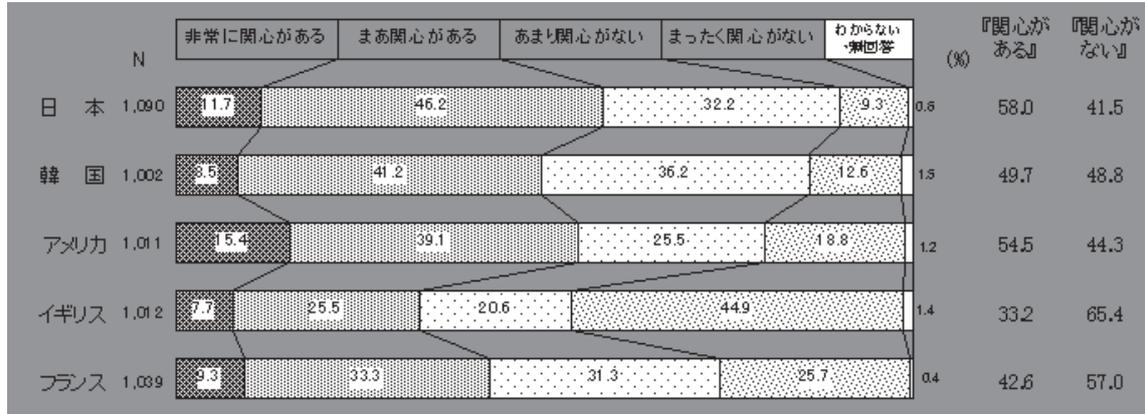


出典：公益財団法人明るい選挙推進協会『参議院議員総選挙年代別投票率の推移』

⁴ 『公益財団法人明るい選挙推進協会ホームページ』 <http://www.akaruisenkyo.or.jp/070various/072sangi/679/> (2013年12月19日閲覧)

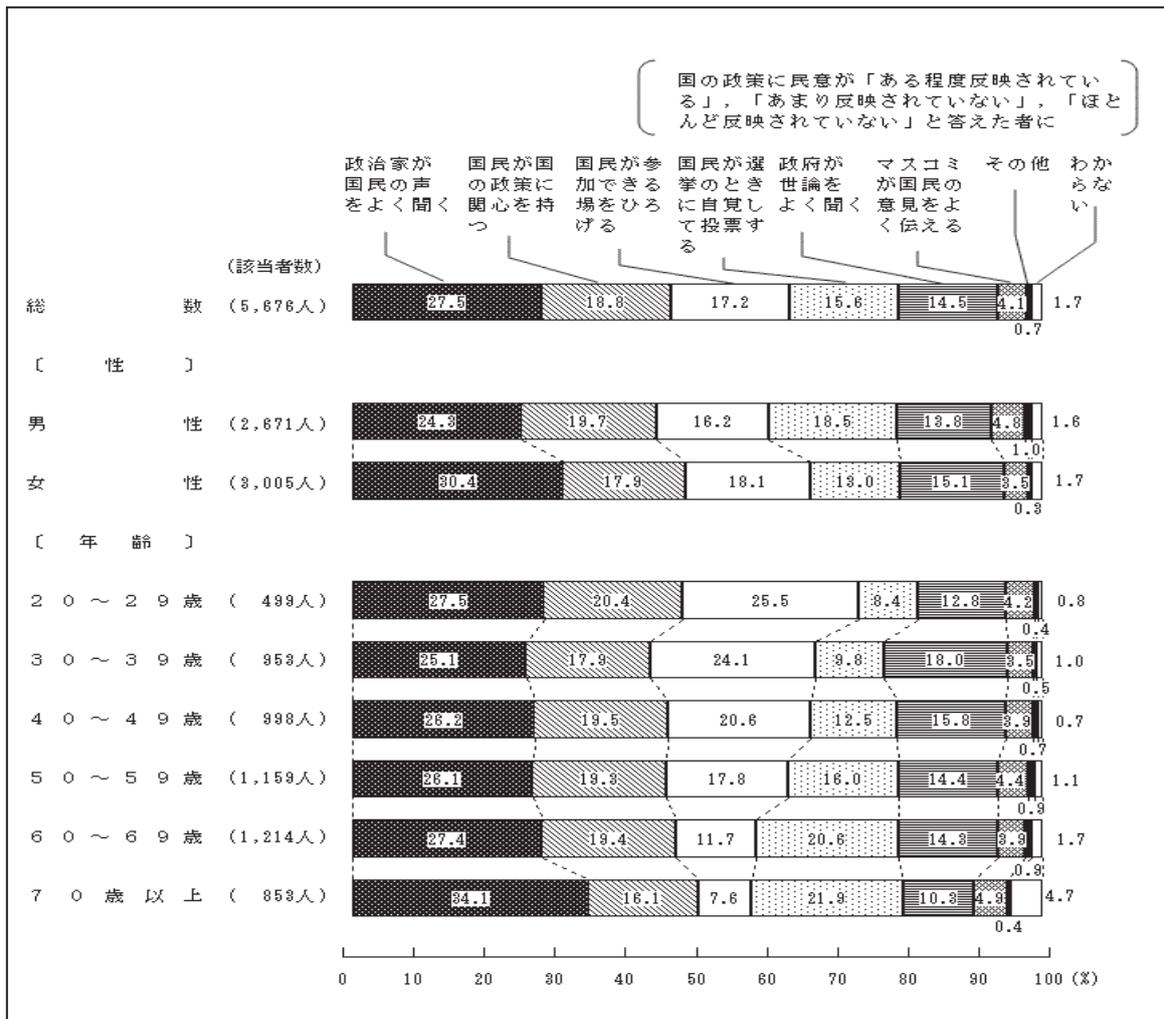
⁵ 『公益財団法人明るい選挙推進協会ホームページ』 <http://www.akaruisenkyo.or.jp/070various/072sangi/679/> (2013年12月19日閲覧)

図表 2-8 政治に対する関心度



出典：内閣府『第8回 世界青年意識調査』

図表 2-9 国の政策への民意の反映方法



出典：内閣府『第8回 世界青年意識調査』

(2) ボランティア活動・地域活動から見る若者の社会参画

ボランティア活動について、総務省「社会生活基本調査」2011年度より、1年間に「ボランティア活動」を行った人は2,995万1,000人である。年齢階級別に見ると、40歳から44歳が35.6%と最も高く、25歳から29歳が16.5%と最も低くなっている。2006年と比べると、20代から40代前半を中心に上昇しているものの依然参加率は低いものとなっている。

また、地域活動について、野村総合研究所「生活者1万人アンケート調査(2003年)(図表2-10)より、「地域活動参加なし」を年代別で見ると、男性20代66.5%、女性20代64.2%となっており、約6割以上の男女20代が地域活動参加なしとなっている。ボーイスカウト会員数は2007年度106,025人、2010年度94,812人、2011年度84,554人と年々減少している(公益財団法人ボーイスカウト日本連盟調べ)。また、ガールスカウト会員数も、2007年度24,141人、2010年度21,561人、2011年度19,860人と年々減少している。

図表2-10 年代別・種類別の地域活動参加率

	N	地域活動 (趣味)	地域活動 (健康・ス ポーツ)	地域活動 (教育・文 化)	地域活動 (環境美 化)	地域活動 (交通安 全)	地域活動 (防犯・防 災)	地域活動 (福祉・保 健)	地域活動 (祭りなど 催し物)	その他	地域活動 参加なし
total	10060	7.2%	22.0%	11.1%	14.5%	5.1%	7.4%	5.5%	30.6%	2.3%	43.4%
男性10代	270	1.1%	21.1%	3.7%	4.1%	1.9%	1.9%	1.5%	22.6%	0.0%	56.7%
男性20代	561	3.7%	12.1%	3.6%	5.3%	1.1%	4.5%	2.1%	16.2%	1.4%	66.5%
男性30代	752	1.7%	17.6%	9.6%	9.8%	2.8%	7.0%	1.6%	27.5%	1.2%	52.8%
男性40代	898	4.3%	28.5%	19.0%	17.5%	6.2%	10.5%	2.9%	34.3%	2.1%	37.2%
男性50代	1071	4.3%	22.0%	7.2%	21.8%	6.6%	11.5%	4.7%	33.5%	2.6%	41.4%
男性60代	1086	10.9%	25.9%	4.7%	22.1%	8.7%	12.2%	7.2%	29.7%	3.9%	37.9%
女性10代	255	2.0%	12.2%	3.9%	4.7%	1.2%	2.4%	3.9%	28.6%	0.4%	59.6%
女性20代	691	2.3%	9.1%	5.6%	5.2%	1.0%	1.2%	3.0%	21.3%	40.0%	64.5%
女性30代	1092	5.2%	21.0%	26.7%	10.9%	6.5%	4.5%	2.6%	38.6%	1.5%	38.7%
女性40代	1091	9.4%	25.0%	22.4%	17.1%	8.5%	6.6%	5.2%	37.5%	2.2%	32.6%
女性50代	1241	12.7%	24.3%	6.0%	15.5%	2.6%	7.7%	8.9%	30.3%	3.0%	39.4%
女性60代	1052	14.3%	27.6%	5.6%	16.0%	5.0%	7.6%	14.3%	28.8%	4.2%	37.1%

出典：野村総合研究所『生活者1万人アンケート調査(2003年)』

(3) 全国的なデータの量から見る若者の社会参画

書籍やインターネットなどを調べてみても若者の社会参画に関する全国的なデータが少なく、このことから若者の社会参画に対する国や自治体の取り組みが少なく、社会全体の意識が低いとも言える。

(4) 分析総括

以上のとおり、全国的なデータから見る若者の社会参画が少ないことがうかがえる。結果的に参加割合・数に優る高齢者寄りの政策になってしまい、ますます若者の意見を反映した政策が講じられないというスパイラルに陥ってしまっている。

3 神奈川県における若者の社会参画の状況等

(1) アンケート調査

神奈川県内の自治体が、若者の社会参画について、どのような意識を持ち、取り組みを行っているのかアンケート調査を行った。回答率は、100%であった。

① 若者の意見を政策に反映させる必要性について

すべての自治体が、若者の意見を政策に反映させる必要性はあると考えている。

しかしながら、その理由は一様ではない。理由を分類すると、大きく三つになる。一つ目は「若者を将来の社会の担い手として意識するもの」。二つ目は「若者をあくまでも市民を構成する世代の一つととらえるもの」。三つ目は若者の健全育成の上で必要である、などの「その他」の理由である。

一つ目の「若者を将来の社会の担い手として意識する」観点から理由を挙げた自治体は、全33自治体中19自治体で、およそ57.6%であった。回答の一部を紹介すると、次のとおりである。「市民の意見や要望を的確に捉えた政策を推進するためには、これからのまちづくりを担う若者の意見は特に必要であるため。」「次代を担う若者が、自分たちのまちを自らが考え良くしていこうとすることは、将来に向けたまちづくりにおいて重要だと考える。」「高齢化の進行により人口に占める若年層の比率が低下していることから、今後若年者の意見が政策に反映されにくくなる可能性があるが、将来を見据え、持続可能な社会を実現するためには、次代を担う若年者が政策形成過程に参画する必要があるのではないかと考える。」

これらの理由を記載した自治体からは、将来のまちづくりや社会の持続性を見据え、その担い手となる若者の意見を特に反映させたいという姿勢がうかがえる。

二つ目の「若者をあくまでも市民を構成する世代の一つととらえる」観点から理由をあげた自治体は11自治体で、約33.3%あった。「市民は年代は関係なく、

社会の一員として尊重され、まちづくりに関わることができると思うため。」「若者を含めた多くの市民の意見を政策に反映させる必要があると考えているため。」
「若者に限らず、全世代からの意見を反映させたい。」などの回答があった。若者を特に意識するというよりは、若者も含めた各世代から広く意見を聴き政策に反映させたいという考えがあると読み取れる。

「その他」としては、「若者の意見を政策に反映させることは、若者が社会参加・参画を通じて自己決定・自己責任と共同決定の感覚や、公平・公正な精神を養い、若者の健やかな成長を支援する上で必要である。」などの理由があった。

以上のとおり、自治体によって理由は異なるが、神奈川県内のすべての自治体が、若者の意見を政策に反映させる必要性はあると考えていることが分かった。

② 総合計画における若者の社会参画に関する記載の有無について

前項のように神奈川県内の自治体が考えているにもかかわらず、調査によると、若者の社会参画（若者を自治体の政策の意思決定過程に参加させること）について総合計画に明記している自治体は、1自治体だけであった。

この自治体は、若者（20 から 29 歳を対象）が市政や地域に関わり、若者が持つ斬新で柔軟な発想を市政や地域活動に活かす事業を展開すると総合計画に明記している。また、若者が社会に参加できる仕組みを構築するとともに、子ども・若者の育成や活動の拠点となる施設の運営管理を総合的に行う旨の記載もある。なお、この自治体では、子ども・若者計画を策定し子どもと若者の自己形成や社会参画などを促す、子どもと若者の育成支援を総合的に推進し始めている。

③ 総合計画制定にかかわる審議会委員の若者枠について

総合計画の制定にかかわる審議会について、若者を対象とした委員の枠を設けている自治体は、2自治体であった。そのうちの一つの自治体は、青年会議所の会員に委嘱する枠を設けている。また、もう一つの自治体は、子育て世代枠として、就園就学前の子どもを育てている市民に委嘱する枠を設けている。

なお、この二つの自治体は、前述したアの「若者の意見を政策に反映させる必要性について」の「必要である理由」として、若者を将来の社会の担い手として意識している内容の記述をしている。

④ 総合計画制定にかかわる審議会委員の全体人数、若者の人数、平均年齢について

現在委嘱中の委員がいない自治体や年齢を正確に把握していない自治体もあり、全体人数の回答があった自治体は 29、若者の人数の回答があった自治体は 27、平均年齢の回答があった自治体は 21 であった。

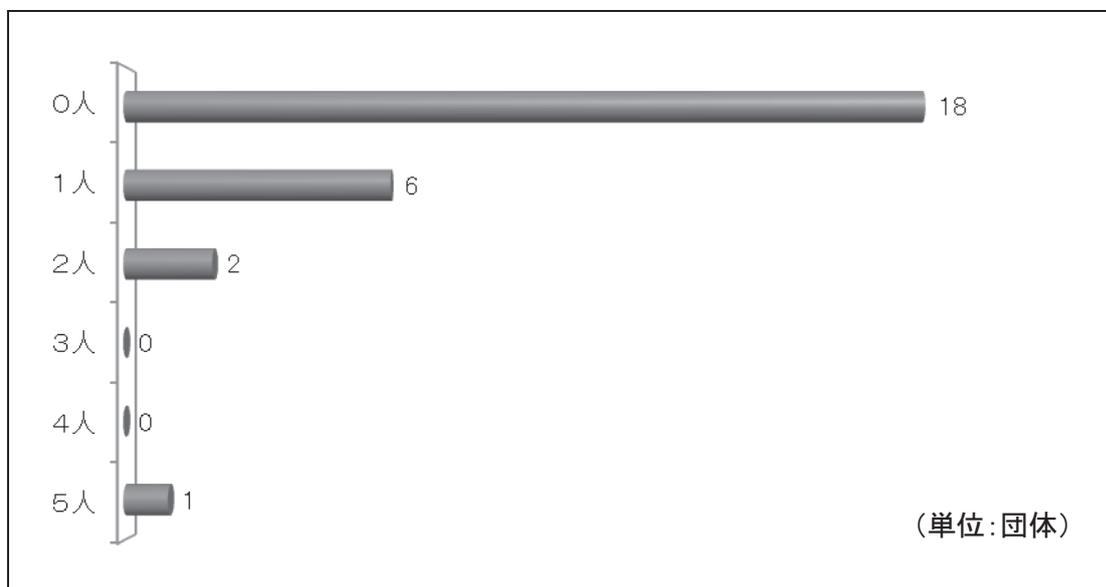
図表 2-11 のとおり、若者が審議会委員に全くいない自治体は、回答があった 27 自治体中 18 自治体にのぼった。若者が審議会委員に 1 人いる自治体は、6 自治体。2 人いる自治体は、2 自治体にとどまった。実に 3 分の 2 の自治体が、総合計画の制定にかかわる審議会の委員に若者が全くいないのである。

なお、若者の人数が一番多いのは 5 人で、その審議会の全体人数は 33 人であった。若者の人数の全体人数に占める割合が最も大きいのは、全体人数 11 人中若者が 2 人いる自治体で、若者の占める割合は、約 18.18% である。ちなみに、総務省統計局が公表している 2012 年 10 月 1 日現在の人口推計によると、日本の人口に占める 15 歳から 39 歳の人口の割合は 28.72% である。

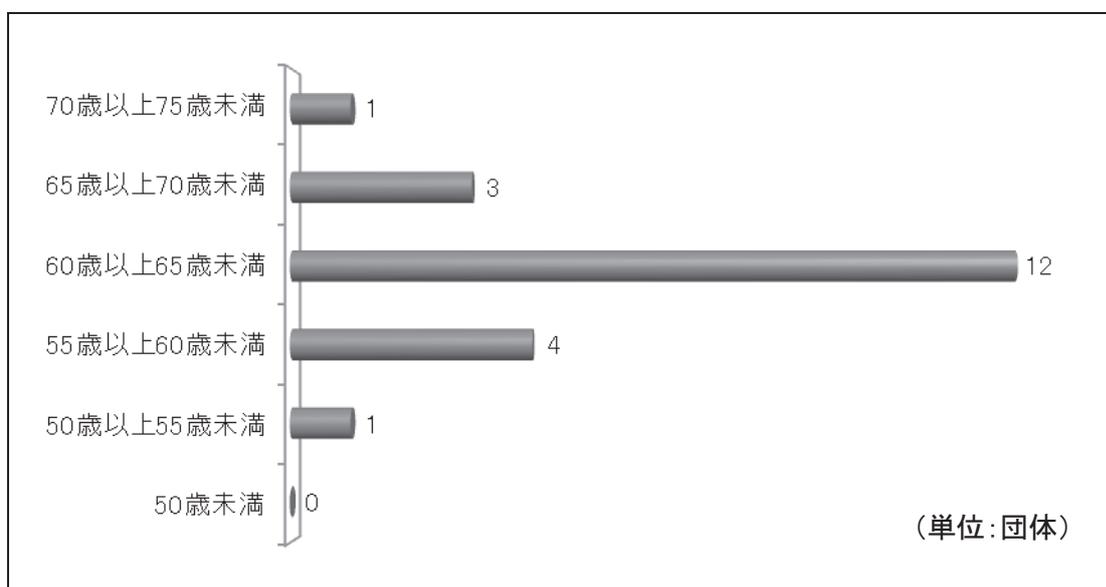
また、総合計画の制定にかかわる審議会委員の平均年齢は、一番低い自治体でも 50 歳であり、一番高い自治体は 70.8 歳であった。すべての自治体で、平均年齢は、50 歳以上であった。5 歳区切りで集計すると、図表 2-12 のとおりとなる。平均年齢が 60 歳以上 65 歳未満の自治体が 12 と最も多かった。

この結果から、総合計画の制定にかかわる審議会委員に若者の数自体が少ないこと、審議会委員全員に占める若者の人数の割合が、日本の人口に占める 15 歳から 39 歳の人口の割合よりも総じて 10 ポイント以上低いこと、審議会委員の平均年齢が全体的に高いことが分かった。

図表 2-1-1 総合計画の制定にかかわる審議会委員における若者の人数別の自治体の数



図表 2-1-2 総合計画の制定にかかわる審議会委員の平均年齢別の自治体の数



(2) 総合計画への記載状況

本研究の研究者 8 人の所属する各自治体の総合計画に、どのように若者に関して記載されているかを調査した。相模原市、横須賀市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、綾瀬市、葉山町、開成町の総合計画を調べた。調査対象の記載内容は、若

者の社会参画に関する内容に限定をせず、若者に関する記載内容全般とした。

その結果、若者の社会参画、すなわち若者を自治体の政策の意思決定過程に参加させることについて総合計画に明記している自治体は、伊勢原市の1自治体だけであることが分かった。そのほかの自治体は、若者に関してはおおむね、「子育て」、「青少年の健全育成」、「学校教育」についての記載にとどまっていた。

伊勢原市の総合計画では、子ども・若者への支援をさまざまな機関が連携しながら行うことができるための仕組みづくりを推進している。また、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画策定事業により、子どもと若者自己形成や社会参加を促す支援を総合的に推進している。具体的な事業として、子ども・若者健全育成支援事業において、若者が社会に参加できる仕組みを構築し、そして、若者力育成支援事業において、若者が市政や地域に関わり、若者の発想を市政や地域活動に活かす事業を展開している。

(3) 神奈川県内の現状分析

以上から、神奈川県内の各自治体は、若者の意見を政策に反映させる必要があると考えてはいるものの、若者に特に焦点をあてた、自治体の政策の意思決定過程に参加させるための実際の取り組みは弱いことが分かった。

若者が自治体の政策の意思決定過程に参加することについて、自治体のすべての施策の根幹にあたる総合計画に記載している自治体は、1自治体だけであった。このことから、神奈川県内のほとんどの自治体で、若者が自治体の政策の意思決定過程に参加するための施策、あるいは若者を自治体の政策の意思決定過程に参加させるための施策がないと推測できる。

また、自治体が策定するすべての計画の基本となる総合計画の制定にかかわる審議会に若者枠を設けている自治体が僅かであることから、若者の社会参画に対する自治体側の若者に特化した積極的な受け皿が少ないことがうかがえる。

実際の若者の参画の状況をもても、同審議会委員に占める若者の人数や同審議会の平均年齢から、若者の参画が少ないことが分かる。

4 政策の必要性

ここまで、現在は若者の社会参画がなされていないということについて、現状

を分析しながら解説してきた。

ここでは、なぜ自治体において若者の社会参画が必要なのか、その必要性についてまとめた。

(1) 負の連鎖を断ち切るため

現在の若者の持つ背景については、第2項で詳しく述べたとおりである。

これらの諸問題を現在の若者達が抱えているという現状は、国や自治体の採った、あるいは採っている政策・施策がゆがんでいるからにほかならない。そして、そのゆがみが国や自治体の政策・施策が生じさせているものであるなら、それを国や自治体が解決するのは難しいだろう。ひょっとすると、そのゆがみがあることにすら気づいていないかもしれない。

しかし、社会参画により政策・施策のゆがみを変えようにも、少子高齢化の現代では、数で劣る若者達が声をあげたとしてもなかなかその声は為政者に届かない。そのため、若者達は「やっても変わらないのならやるだけムダ」と諦めてしまい、いっそう社会参画をしなくなってしまう。このような負の連鎖により、若者の社会参画はどんどん少なくなってしまう。

行政はすべての声に耳を傾ける義務がある。第3章で述べたとおり、現在の若者の社会参画率は決して高くはない。しかし、それが上述したような負の連鎖によって発生したものであるならば、行政はその負の連鎖を断ち切り、若者の声に真摯に耳を傾ける必要がある。

また、若者達の立場から見ると、負の連鎖に囚われることなく、諦めずに社会参画をしていくことが重要である。第2項で述べたさまざまな諸問題の「被害者」は若者達である。であれば、当事者である若者達こそが、自分達の手で解決へ向けて努力すべきだろう。また、行政は若者達がそうやって努力をしていけるようにそれを助けるべきである。

(2) 社会構造が劇的に変化し問題が顕在化する前に

図表2-13は、日本の人口の高齢化の推移と将来推計をグラフ化したものである。

これによると、2025年には65歳以上の高齢化率は30%を超え、75歳以上の後

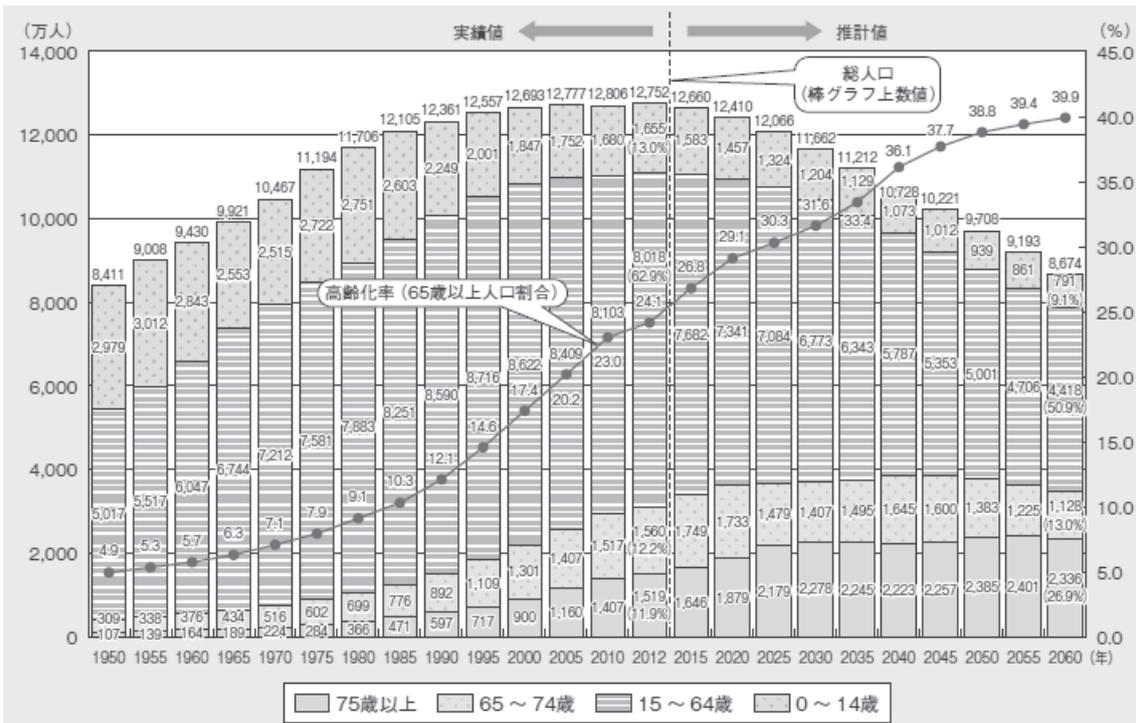
期高齢者は2,000万人を超えると予想されている。また、2015年以降は日本の総人口が年々減少していき、2050年には1億人を切ってしまうとも予想されている。

このように、人口減少・少子高齢化は今後ますます進んでいくと考えられる。

人口構造の変化は社会構造を劇的に変化させる。少子高齢化は、労働人口の減少や年金制度崩壊の危機などさまざまな問題を起こした。今後はこれに人口減少が加わり、またさらに社会構造が変化し、さまざまな問題が起こることが予想される。

そうなる前に、若者の社会参画を促し、既存の行政とともに、「新しい公共」によってそれらの問題に備えておく必要がある。

図表 2-13 高齢化の推移と将来推計⁶



出典：内閣府『平成 25 年版高齢社会白書』

⁶ 2010年までは総務省「国勢調査」、2012年は総務省「人口推計」（平成24年10月1日現在）、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果を参照。なお、1950年～2010年の総数は年齢不詳を含む。高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

(3) 社会の持続性のため

持続可能な社会を維持していくためには、一定の層のみが社会参画をするのではなく、幅広い世代からの社会参画が不可欠である。若者から高齢者までさまざまな世代の住人が社会参画をすることで、次世代の若者にバトンを渡すことができ、長期にわたって持続可能な社会を構築することができる。

特に若者については、貴重な「人的資源」ととらえることも可能だ。若者は体力や行動力があり、今までない新たな視点でさまざまな問題を考えることができる。大学生などは専攻分野の専門知識なども豊富に持っているだろう。

神奈川県内の若者の数は、2013年1月1日現在の神奈川県年齢別人口統計調査結果によると、275万5,424人であり、神奈川県の総人口に占める割合は、30.37%である。その数自体を見ても、300万人に迫る数であり、神奈川県内における若者の人数の割合は、全国平均よりも約2ポイント高い。神奈川県は、比較的若者の数が多いと言える。

そのような若い力を活かすことで、行政や「新しい公共」は力を持ち、さまざまな問題を解決できるかもしれない。

逆に考えれば、若者の社会参画がないという現状は、次世代の若者にバトンを渡せない状態を意味し、また、貴重な人的資源を使わずにみすみす放置している状況にほかならない。これは大きな損失である。行政はこの「得べかりし利益」が生じているという現状を認識し、若者の社会参画を推進していく必要があるだろう。

第3章 海外・国の施策

1 海外の施策

(1) EUに見る若者の社会参画について

若者政策はEUにおいて積極的な取り組みが行われている。2001年の欧州委員会による『若者に関する白書』では、「若者の積極的シティズンシップ」、「経験分野の拡大と認識」、「若者の自立 (autonomy) の促進」が提示された。また、2009年には「若者政策の新たな枠組み 2010-2018」がEU理事会において採択され、この枠組みにおいて、若者政策の重点分野8項目（教育・訓練、雇用・起業、健康・福祉、参画、ボランティア活動、社会的統合、若者・世界、創造性・文化）が提示され、その中で「若者の参画に対するサポート」と「国レベルの政策における若者の対話や社会参画の仕組みの開発」が挙げられた。

このような若者に関するさまざまな取り組みが行われているEUの国家の中でも、スウェーデンの政策が先進的な事例として挙げられよう。実際、スウェーデンの若者政策について論じている研究報告書がいくつか示されているので、本項目では、スウェーデンの若者政策について述べる。

(2) スウェーデンにおける若者政策

① スウェーデンの概要

スウェーデンはスカンディナヴィア半島に位置し（図表3-2）、約45万k㎡の国土を持つ。人口は2013年11月1日現在で約956万人、首都はストックホルムで、公用語はスウェーデン語である。EUには1995年に加盟、主要産業は機械工業、化学工業、林業、ITであり、中でも通信機器を扱うエリクソン社は世界的に有名である。

地方政府は、日本の県に相当するランスティング (Landsting) と市町村に相当するコミュン (Kommun) から構成される。

図表3-2 スウェーデンの位置¹



② スウェーデンにおける若者政策の視点²

スウェーデンの若者政策については、次の四つの視点で考えられている。

一つ目は、「資源」という視点 (The resource perspective) であり、若者には、若者の持つ知識や経験を活用しなければならないというものである。

二つ目は「権利」という視点 (The rights perspective) であり、これは良質な生活条件を享受する権利 (自分自身の生活、自分の住む地域の環境、社会全般の発展に関与し、影響を与える権利) をもつということである。

三つ目は、「自立」という視点 (The independence perspective) であり、公的な取り組みは、若者が自立するための機会を支援しなければならない。自立を達成するためには、知識や財源へのアクセスも、差別からの自由も必要という考えである。

四つ目は「多様性」という視点 (The diversity perspective) であり、若いというだけの理由で、すべての若者が同じというわけではない。

これら四つの視点から伺えるのは、若者は尊重すべき存在であるという明確な意志であるとともに、政策を立てる際の大きな指針となり、たとえ負の事象に対する政策であっても、先手を打った政策が展開できるのではないだろうか。

それではなぜスウェーデンはこのように若者主体の政策を進めることができて

¹ 『外務省ホームページ』 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sweden/data.html#01> (2013年12月20日閲覧)

² 津富宏『若者と若者政策—スウェーデンの視点』(試訳)

いるのだろうか。

③ スウェーデンにおける若者政策の経過

スウェーデン国内においては、1994年に若者政策の支援や調査研究といったことを主に担当する青年事業庁が設置された。また1999年には『スウェーデン青年政策レポート』が作成され、「若者は自立した生活を営むための優れた条件をもっている」こと、「若者は影響力の行使と参加に関する真の可能性をもっている」こと、「若者の関与、創造力、批判的な思考を資源として活用する」ことがまとめられた。2001年に先に述べた欧州委員会の『若者に関する白書』によって若者政策の大きな枠組みイメージが明確化された後、2004年には「決定する力—幸福への権利」法が制定され、若者の意思決定のもつ影響力と若者の幸福の保障が明文化された（図表3-3）。

図表3-3 国連・EUの動きとスウェーデンの動きの比較³

年	国連・EUの動き	スウェーデンの動き
1985	国連世界青年年の設定	
1986		若者政策担当大臣の設置
1989	子どもの権利条約を国連が採択	
1994		第1次若者政策法の成立 青年事業庁の設置
1998		第2次若者政策法の成立
1999		スウェーデン青年政策レポート発行
2001	欧州委員会「若者に関する白書」	
2004		「決定する力—幸福への権利」法の可決
2005	欧州青少年協定	
2009	若者政策の新たな枠組み 2010-2018	

³小林庸平『スウェーデンの実例から見る日本の若者政策・若者参画政策の現状と課題』、宮本みち子『スウェーデンの青少年政策とその実践』を参考に作成

④ スウェーデンの特徴的な若者政策－青年事業庁の取り組み

スウェーデンの若者政策は五つのメインフィールドを設定している。それは、「教育と学習」、「健康と脆弱性」、「影響力と代表性」、「仕事とサポート手段」、「文化と余暇」であり、教育、健康、労働、文化など多様性に富んだものである。このメインフィールドにおいて若者政策を総括的に担っているのが青年事業庁である。青年事業庁の主な取り組みとして「若者政策のフォローアップ」、「調査研究」、「地方政府へのサポート」の三つをあげる。

ア 若者政策のフォローアップ

政府が決定した若者政策は、所管省庁へ降ろされ、そこで効果測定や指標化が行われ、報告書が作成される。作成された報告書は青年事業庁に提出され、青年事業庁は報告書の分析・評価を行う。その分析・評価結果は再び政策へのフィードバックへとつながる。この一連の流れはPDCAサイクルと同じ作用をし、これにより政策の質の向上と実施の確実性が高められることとなる。

イ 調査研究『FOKUS』の作成

青年事業庁は毎年、若者に関する特定のテーマについて調査研究書『FOKUS』を作成している。ここ数年のテーマは、「若者の疎外感」（2008年）、「若者の影響力と代表制」（2010年）となっている。このような調査研究によって若者の状況を明確にし、若者政策の実施にズレが生じないように対応している。

ウ 自治体へのサポート

若者政策は、国のみならず、県、自治体レベルにおいても実施されている。青年事業庁は地方の自治体へのサポートもその役割として担っている。その中でも『LUPP』と呼ばれる中高生および19歳から25歳の若者を対象としたアンケート調査が特徴的である。『LUPP』は各自治体をローテーションで調査対象としているため、自治体は数年に一度調査対象となる。質問内容は年齢により異なるが、若者がどのような状況に置かれているのかを浮き彫りにするような質問項目で構成されている。調査研究書『FOKUS』同様、若者政策の実施に当たっての分析ツールとなっている。

以上の三点が青年事業庁の主な取り組みであるが、このほかにも優れた若者施策を実施した自治体の表彰や各種団体への補助金事業など、若者政策に関連した多岐に渡るサポートを行っている。そしてこれら青年事業庁の取り組みがスウェーデンの特徴的な若者政策となっている。

また、青年事業庁の取り組み以外も、若者の社会参画に取り組む団体による国政選挙の実施に合わせた学校選挙や社会参画の模擬事業を行う団体や、「全国青年協議会」という若者の声を国政に反映することを支援する団体、政党の青年部による学校内での活動など、若者政策に関する活動が積極的に行われている。このような活動に対して青年事業庁は補助金を出すなど、積極的な支援を行っている。

(3) スウェーデンの若者政策から学ぶべきこと

スウェーデンの若者政策から学ぶべきことは、若者の位置付けを明確にすることである。若者を「資源」、「権利」、「自立」、「多様性」の存在であるとする明確な位置付けが、若者政策を展開する際の指標となり、それが政策を展開する原動力となっている。例えば今日の日本における若者に関連する社会問題に対する政策を立案する際に、「若者はこういう存在である」という明確な位置付けがあれば、「だからこそ政策が必要である」と積極的な展開が望めないだろうか。

また、青年事業庁のようなサポート機能により一方的なトップダウン方式の政策とならず、地方の意見や現状を積極的に吸いあげる仕組みが構築されている点も参考となるだろう。

2 国の施策

(1) 国による若者の社会参画に関する法律の概要とそれに基づく施策

現在の国による若者の社会参画に関する施策について、現在の国の若者施策推進について定めている法律である「子ども・若者育成支援推進法」と、法に基づき策定した若者施策の大綱である「子ども・若者ビジョン」、大綱に基づき実際に政府が行った施策について毎年国会に報告されている『子ども・若者白書』から、国の行っている若者の社会参画に関する施策についての考察を行いたい。

(2) 「子ども・若者育成支援推進法」

① 「子ども・若者育成支援推進法」制定の目的

「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年法律第71号)は、特にニートやひきこもりなどの困難を有する子ども・若者の問題の深刻化を背景として、他の関係法律による施策と相まって総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的として制定された。

また、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進していくために、子ども・若者の健やかな育成や子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取り組みについて、その基本理念、国および自治体の責務ならびに施策の基本となる事項や、子ども・若者育成支援推進本部の設置などが定められている。

② 「子ども・若者育成支援推進法」の概要

図表3-4 子ども・若者育成支援推進法の体系

章名	条項
第一章 総則	第一条―第六条
第二章 子ども・若者育成支援施策	第七条―第十四条
第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援	第十五条―第二十五条
第四章 子ども・若者育成支援推進本部	第二十六条―第三十三条
第五章 罰則	第三十四条

図表3-4にまとめたとおり、「子ども・若者育成支援推進法」は全5章で構成されている。

第一章においては、「子ども・若者育成支援推進法」策定の目的、基本理念などが定められている。特に基本理念については、子ども・若者が健全に成長することで社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すことが挙げられている。若者が社会を担うことの重要性については「子ども・若者育成支援推進法」においても認識されていることが確認できる。

第二章においては、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱の作成義務や都道府県における子ども・若者計画などの作成に努めることなどが定められている。その中で、第十二条において「国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とある。子ども・若者育成支援施策の策定および実施に限定されてはいるが、子ども・若者の社会参画のために必要な措置を講ずることが定められている点は重要であると考ええる。

第三章においては若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援体制について、第四章においては子ども・若者育成支援推進本部の体制などについて、第五章においては罰則について定められている。

(3) 「子ども・若者ビジョン」

① 「子ども・若者ビジョン」とは

「子ども・若者ビジョン」(2010年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定)とは、子ども・若者育成支援推進法に基づき内閣府が策定している政府の子ども・若者育成支援施策に関する全体の基本的な方針について定めた大綱である。

② 「子ども・若者ビジョン」の概要

「子ども・若者ビジョン」は、図表3-5のとおり構成されている。

また、その中で基本的な方針として図表3-6のとおり5つの理念と3つの重点課題が示されている。

5つの理念のうち、特に「子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー」と「自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援」が本研究に関連深い部分となっている。

「子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー」においては、「子ども・若者育成支援推進法」の基本理念と同じく、それまで育成の対象であった若者が「社会を構成する重要な主体」としてとらえられている点がこれまでの青少年施策の大綱と大きく異なっている。

「自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援」においては、それまでの青少年施策においては、青少年は社会に適応できるように育成する対象という

考え方だったが、社会に適応するだけではなく、社会自体を変える主体という考え方が示されており、この点もこれまでの青少年施策の大綱と大きく異なっている。

重点課題においては、「子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組」の中で「子ども・若者の意見表明機会の確保」や「社会参加・体験活動等の能動的な活動の充実、自らとは異なる文化に接し、理解を深めるための活動、キャリア教育・職業教育の充実」について取り組んでいくことが記載されている。

また、「地域における多様な担い手の育成」においては、子ども・若者育成支援に社会全体で取り組むに当たり地域におけるつながりの弱体化が指摘されていることから、「新しい公共」の考え方も踏まえつつ、家族や地域の機能を補完する多様な活動を支援することが記載されている。

5つの理念の内特に「子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー」と「自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援」が本研究に関連深い部分となっている。

図表3-5 「子ども・若者ビジョン」の構成

- | |
|------------------------------------|
| 第1 子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して |
| 第2 基本的な方針 |
| 1 5つの理念 |
| 2 3つの重点課題 |
| 第3 子ども・若者等に対する施策の基本的方向 |
| 1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する |
| 2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する |
| 3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する |
| 第4 今後の施策の推進体制等 |

出典：内閣府『子ども・若者ビジョン』

図表3-6 「子ども・若者ビジョン」における5つの理念と3つの重点課題

5つの理念

- (1) 子ども・若者の最善の利益を尊重
- (2) 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー
- (3) 自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援
- (4) 子ども・若者一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施
- (5) 大人社会の在り方の見直し

3つの重点課題

- (1) 子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組
- (2) 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組
- (3) 地域における多様な担い手の育成

出典：内閣府『子ども・若者ビジョン』

(4) 平成25年度版「子ども・若者白書」から見る現在行われている若者の社会参画に関する施策

① 「子ども・若者白書」とは

「子ども・若者白書」は、子ども・若者育成支援推進法第六条に基づく政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施状況に関する年次報告書として2010年度から毎年刊行されている。白書は2部構成になっており、第1部では各種統計資料などにより、子どもや若者の置かれた現状が紹介されており、第2部では「子ども・若者ビジョン」に基づいて政府の行った子ども・若者育成支援施策の実施状況が記載されている。

② 平成25年度版「子ども・若者白書」における若者の社会参画に関する施策

平成25年度版「子ども・若者白書」においては、第2部第2章第2節において図表3-7のとおり、子ども・若者の社会形成・社会参加支援の施策について記載されている。

ここでは、社会形成への参画支援と社会参加の促進についての国の施策がまとめられている。本研究においては若者の社会参画についてがテーマとなっている

ため、社会形成への参画支援についての内容を確認する。

図表3-7 平成25年度版「子ども・若者白書」第2部第2章第2節にまとめられている施策

- | |
|--|
| <p>1 社会形成への参画支援</p> <p>(1) 社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）の推進</p> <ul style="list-style-type: none">ア 学校教育における取組（文部科学省）イ 法教育（法務省）ウ 租税教育（国税庁）エ 金融経済教育（金融庁）オ 労働者の権利・義務に関する教育（厚生労働省）カ 消費者教育（消費者庁、文部科学省）キ 社会保障制度についての情報提供・意識啓発（厚生労働省）ク 外交や防衛についての情報提供・意識啓発（外務省、防衛省） <p>(2) 子ども・若者の意見表明機会の確保（内閣府、各省庁）</p> <p>2 社会参加の促進</p> <p>(1) ボランティアなど社会参加活動の推進（文部科学省）</p> <p>(2) 国際交流活動</p> <ul style="list-style-type: none">ア グローバル化に対応した国際教育の充実（文部科学省）イ 国際交流を通じたグローバル人材の育成（内閣府、文部科学省、外務省）ウ その他のグローバル人材の育成に資する取組（外務省） |
|--|

出典：内閣府『平成25年版 子ども・若者白書』

ア 社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）

社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）の推進においては、複数の省庁の施策が掲載されているが、「ウ 租税教育（国税庁）」から「ク 外交や防衛についての情報提供・意識啓発（外務省、防衛省）」までは社会の一員として自立した人間になるための、実際の生活に必要な知識に関する教育施策になっている。「ア 学校教育における取組（文部科学省）」と「イ 法教育（法務省）」

に関しては図表 3－8 のとおり政治参加や社会参加に関する教育について記載されている。

図表 3－8 学校教育における取り組みおよび法教育

ア 学校教育における取組（文部科学省）

学校教育では、小学校・中学校の社会科や高校の公民科を中心に、民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、勤労の権利と義務についての教育が従来から行われている。また、消費者としての知識や態度を身に付けるため、社会科や家庭科を中心に子どもの発達の段階に応じた指導が行われている。新学習指導要領では、社会参画という視点を重視し、例えば、「社会生活を営む上で大切な法やきまり」（小学校）、「契約の重要性」（中学校）、「国民の司法参加」（小学校・中学校・高校）を新たに扱うこととするなど、教育内容の充実が図られている。

文部科学省は、中学生と高校生为社会参画に係る実践力を育成するため、平成 25（2013）年度に、地域の抱える具体的な課題の解決に係る体験的・実践的な学習を学校と地域が連携して行うためのプログラム開発に関する調査研究を教育委員会などに委託して行う。

イ 法教育（法務省）

法務省は、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方や公正な判断力、社会への参加意識を身に付けるための教育（法教育）の普及・発展のため、様々な取組を行っている。平成 24（2012）年度は、「学校現場において法教育を充実・発展させるための方策について－具体的な授業例を踏まえて－」をテーマとして論文を募集した。教員などから多数の応募があり、平成 25（2013）年 2 月の法教育推進協議会において、法教育推進協議会賞、日本司法支援センター賞、社団法人商事法務研究会賞が各 1 通ずつ選出された。また、小学校における法教育の実践状況について調査を実施した。現在、法教育推進協議会は、新学習指導要領を踏まえ、学校教育における法教育の実践の在り方や教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方について多角的な視点から検討を行っている。

出典：内閣府『平成 25 年版 子ども・若者白書』

イ 子ども・若者の意見表明機会の確保

図表3-9のとおり、子ども・若者の意見を聞く機会を作る施策について記載されている。子ども・若者が意見を述べる機会を作る事業として、主にインターネットを利用しての意見募集を行っている。また、中学生以上30歳未満という対象を絞った形での意見募集を行う施策を行っている。

図表3-9 子ども・若者の意見表明機会の確保

(2) 子ども・若者の意見表明機会の確保（内閣府、各省庁）

内閣府は、子ども・若者育成支援施策を実効性のあるものとするとともに、子どもや若者が積極的に意見を述べる機会を作り、その社会参加意識を高めるため、「青少年意見募集事業」を実施している。この事業では、全国から募集した中学生以上30歳未満のユース特命報告員約300名から、特定の課題に対する意見をインターネットを利用して求めている。平成24（2012）年度は、関係府省の協力の下、「旅行意識」、「若者の海外留学・海外勤務等経験」、「職業選択と性別」、「クレジットカード」を課題として配信した。ユース特命報告員から寄せられた意見は、整理の上、関係府省の政策担当者に送付され、それぞれの実際の政策の企画・立案に活かされている。

このほか、関係府省は、インターネットを活用した意見の公募などにより、子どもや若者が政策決定過程に参画する機会を確保している。

出典：内閣府『平成25年版 子ども・若者白書』

(5) 国による若者の社会参画施策に関するまとめ

ここまでまとめてきたとおり、現在の国の若者施策に当たっては、「子ども・若者育成支援推進法」、「子ども・若者ビジョン」の基本理念にあるように、若者は社会を構成し、社会を変えていく重要な主体であるという考え方が示されている。この点においては、本研究会と同様の問題意識を持っていると言って良いのではないだろうか。しかし、本研究会が考えるように、若者が特に積極的に社会参画を行っていく必要があるという考え方は示されていない。本研究会としては、若者が積極的に社会参画をする必要があることを理念として示すべきであると考え

具体的な施策については「子ども・若者白書」に掲載されている施策が行われているが、施策の数としてはそれほど多くない。

学校教育におけるシティズンシップ教育については新しい取り組みが始まっているが、それ以外の部分で若者に対しての社会参画の必要性の啓発といった取り組みはまだ始まっていない。若者の社会参画の必要性については、子ども・若者のみならず、年配者も含めた社会全体が認識していくべき課題であるため、国においても若者の社会参画の必要性に関する普及・啓発の事業をもっと行っていくべきではないだろうか。

また、若者が社会参画を積極的に行いたくなるような誘導・支援の施策がもっと必要なのではないだろうか。教育において社会参画の必要性を学び、社会参画に意欲を持つというのが正攻法である。しかし、効果が出るまでに相当の期間がかかってしまうという問題も存在する。現在の若者が社会参画に意欲を持つようになるための施策も検討していくべきではないだろうか。

若者の意見を聞く機会を作る施策としてはインターネットを利用した「青少年意見募集事業」をはじめとした意見の公募を行っている。従来のインターネットのホームページを利用した場合、インターネットへの接続環境があれば基本的には誰でも情報を集められるが、逆に積極的にインターネットで情報を集めようとしなければ意見の公募を行っていることに気がつかないということも多いだろう。若者の意見を聞く機会については、多くの施策を行った方がより有効ではないだろうか。

以上の考察を踏まえて、本研究会では若者の社会参画についての新しい取り組みについて第5章で提案を行いたい。

第4章 先進事例研究

1 先進自治体の実績

第2章3神奈川県における若者の社会参画の状況等で述べた神奈川県内の自治体を対象とした調査によると、特別に「若者」に焦点を当て、重点的に意見を政策決定プロセスに導入するというような取り組みはほとんど見られなかった。若者の意見を取り入れる必要性に迫られるような直面した課題が少ないとみられ、若者からの意見聴取は十分とはいえない現状である。

全国的にも、若者の定住促進に力を入れている自治体は多く見受けられるものの、積極的に若者の意見を求める自治体は多くはないようだ。

しかしながら、農村で構成される自治体や、過疎に悩む自治体では、人口減少問題に直面しており、若者の社会参画により、まちの賑わいの創出や、定住意識の向上、雇用促進を期待できることなどから、独創的な取り組みを打ち出す自治体が存在している。

この第4章では、若者の社会参画施策を「行政主導による若者の社会参画施策」「行政と民間とのコラボレーションによる若者の社会参画施策」「地域主導による若者の社会参画」の三つに分類し、紹介する。

以下、視察調査を行った、石川県金沢市、新潟県燕市、長野県上高井郡小布施町、山形県置賜郡川西町の事例およびインターネット、書類にて調査を行った山形県南陽市の取り組みについて報告する。

2 行政主導による若者の社会参画施策

(1) 「学生のまち・金沢 学生のまち推進条例」と学生を取り込むまちづくり (石川県金沢市)

① 金沢市の概要

金沢市は、石川県のほぼ中央に位置し（図表4-1）、東は富山県境から西は日本海まで東西23.3km、南は白山山麓から北の河北潟まで南北37.3kmの範囲にあって、市域の南部を白山山系から連なる山地が占め、北部は金沢平野を経て、日本海に臨んでいる。市街地は、寺町台、小立野台、卯辰山の三つの台地の間を犀川、浅野川の二つの河川が流れており、起伏に富んだ地形となっている。金沢の

市域は、山と海、水と緑など自然環境に恵まれている。

面積は、約 467k m²、人口は約 463 千人（2013 年 10 月 31 日現在）。

1871 年の廃藩後、金沢町となり、1889 年 4 月 1 日に市制が施行され、県庁所在地として行政、文化、経済の中心として発展を続け、1924 年以来 10 数次にわたる隣接町村の合併により市街地規模の拡張を図り、今日に至っている。

図表 4 - 1 金沢市の位置¹



② 金沢市が抱える課題と若者の社会参画に対する考え

20 年ほど前から、大学が金沢市内中心部から郊外へ移転することに伴い学生も移っていった。2009 年の金沢大学の移転が完了したことにより、近年、学生のまちとしての性格が薄まりつつある。そのため、「学生のまち金沢」を推進し、活気と個性のあるまちづくりを目指すこととした。

③ 若者の社会参画推進にあたる経緯

ア 金沢のまちの歴史と特長について

金沢は、1886 年から 1887 年に全国五学区の各学区において、官立の高等中学校が設置された 5 都市のうちの一つ。その後、金沢市および近郊に、次々と高等

¹ ホームページ『世界地図 | SEKAICHIZU』<http://www.sekaichizu.jp/> (2013 年 11 月 27 日閲覧)

教育機関が開学し、現在、18の大学・短大・高等専門学校と29の専門学校が集積している。

イ 学生のまちの定義について

金沢市では、「学生のまち」の定義を学生がまちを学びの場または交流の場としながら、まちなかに集い、市民と親しく交流し、地域における活動等に取り組むほか、市民、町会等、高等教育機関、事業者および市が一体となって学生の地域における生活、自主的な活動等を支援することにより、学生と市民との相互の交流および学生とまちとの関係が深まり、にぎわいと活力が創出されるまちとした。

④ 施策概要・目的

地域社会が可能性と豊かな学生を育み、学生と市民との相互の交流や学生と金沢のまちとの関係を深めながら、学生のまちとしての金沢の個性と魅力をさらに高めていくことを目的とした、「金沢市における学生のまち推進に関する条例（平成22年3月24日条例第4号）」を制定した。

特徴としては、条例において、「学生」「市」「市民及び町会等」「高等教育機関」「事業者」の役割を細分化し、明確化している。理念条例に留まらず、実施事業が存在することなどがあげられる。金沢市では、学生の活躍無しには語れないというまちの想いが表れた施策（図表4-2）を展開している。

図表4-2 学生のまちを進める施策

●金沢まちづくり学生会議	●金沢学生のまち市民交流館
●協働のまちづくりチャレンジ事業（学生まちづくり部門）	
●金沢学生のまち推進週間の設定	●学生サポーター企業登録制度
●学生雪かきボランティア	●学生応援窓口

⑤ 取り組みによるまちの変化

ア 若者の意識

学生のまちづくり学生会議では、まちなか学生交流街（木倉町、地蔵通り界限）において地元商店街等と協働で開催する「まちなか学生まつり」など金沢の中心

市街地の活性化に取り組んでいる。学生は、企画段階から積極的に参画しており、学生の活動に対する意識は高い。

イ 若者の変化

協働のまちづくりチャレンジ事業では、クラブ・サークルなど学生団体からの持ち込み企画の提案について、公開プレゼンテーションによる審査の上、金沢市が支援を実施している。また、所属大学の異なる学生団体による企画もあり大学間における学生同士の交流も盛んになっている。

ウ 取り巻く人々の変化

学生等雪かきボランティアは、地域における住民の除雪活動を学生グループが支援するものである。以前は、雪かきだけを一方的に依頼する市民の姿も見られたが、現在では、夏季には、除雪活動に協力してもらった学生らを市民が地域の祭りに招待するなど市民と学生との交流が進んでいる。

エ まちの変化

学生サポーター企業登録制度では、学生のまちづくり活動を支援する企業を募り、企業による学生や学生のまち推進事業に対する支援体制の確立や学生と企業との相互交流の機会を広げている。

また、金沢市では学生の地域コミュニティへの参画事業をはじめ、多くの協働事業を展開している。

⑥ 継続的な取り組みとして

ア 条例化と継続性

金沢市では、条例化をすることで事業の継続性を担保している。市民、町会等、高等教育機関、事業者および市が一体となり、学生を取り込んだまちづくりを達成するためには、首長の交代と共に取り組みが中断することなく、10年、20年以上の期間をかけ、住民の意識を醸成させることが必要である。条例は、まちづくりの主役を務める各セクターに対し取り組みの継続性を担保すると共に、学生がまちを動かす主体となるであろう金沢市の未来へ向けたまちづくりの基軸となっ

ている。

イ 学生活動の拠点の提供

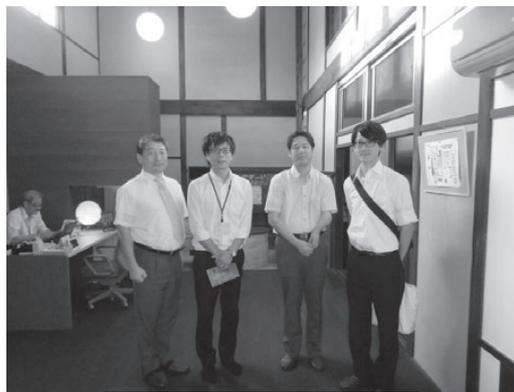
まちなかにおける学生と市民との交流の場、まちづくり活動に関する情報交換や学習の場として利用するため、金沢市指定保存建造物である大正時代の金澤町屋を改修した「金沢学生のまち市民交流館」を設置している。

運営は職員を中心に行われているが、サポートスタッフとして学生を配置し、学生相互、学生と市民の交流を促進する役割を果たしている。

施設の独自事業として、交流の場、情報提供の場としての役割のほか、人材育成を図るための研修会や講座の企画運営、金沢固有の歴史、文化等についての理解を深めるための事業の企画および実施を担っており、2012年度の利用者は約13,000人を数えた。



金沢学生のまち市民交流館



視察風景

(2) 「つばめ若者会議」(新潟県燕市)

① 燕市の概要

2006年3月20日、旧燕市、吉田町、分水町が合併して誕生した燕市は、越後平野のほぼ中央、県都新潟市と長岡市の間に位置している(図表4-3)。日本を代表する金属加工産業の集積地であり、地場製品の物流を支える商業や、米どころ越後平野の一面を担う農業が均衡ある発展を遂げてきた産業の市である。

また、信濃川・中ノ口川の悠々たる流れや国上山をはじめとする四季折々の豊かな自然、さらには歴史に根ざした文化や伝統などの優れた地域資源が豊富な市

④ 施策概要・目的

若者が参加しやすく、主体性を持てる新しいまちづくりのプロジェクトとして、若者だけにターゲットをしぼり、若者だけで語り合う場「つばめ若者会議」を立ち上げることとした。

「つばめ若者会議」は、「若者自らが暮らし、そして、子どもたちに引き継ぎたい20年後の燕市はどんな町が良いか？」を語り合い、その実現のために行動していく若者によるまちづくりの場とすることを目的とする。

⑤ 取り組みによるまちの変化

ア 若者の意識

「会議に参画し燕市の未来を描くことへの誇りを持つとともに活動を通じて自己成長につなげてもらいたい」との燕市の考えから、メンバーに対する報酬などはない。しかし、参加者は毎回、熱心に議論を行っている。

イ 若者の変化

つばめ若者会議では、全体会のほかにグループごとに自主会を開催し、自主研究や宿題に取り組んでいる。自主会の日程や場所についても自主的に運営しており、立ち上げ時のメンバーから人数は減少しているが、残っているメンバーの活動に対する意識はかなり高い。

ウ 取り巻く人々の変化

平日の夜間の開催にもかかわらず、若者会議に傍聴に来る市民の姿もあった。また、次世代を担う地元の高校生（放送部の生徒）が若者会議について取材を行っており、周囲の人々に対し若者会議の活動が少なからず影響を与えている。

エ まちの変化

つばめ若者会議は今年度から実施されていることから、具体的な変化が見られるのはもう少し先になると考えられる。理想とする20年後の燕市の将来像「未来ビジョン」と未来ビジョンを実現するための行動計画「アクションプラン」の策定を目標（図表4-4）としており、それらが2014年3月に策定されれば、

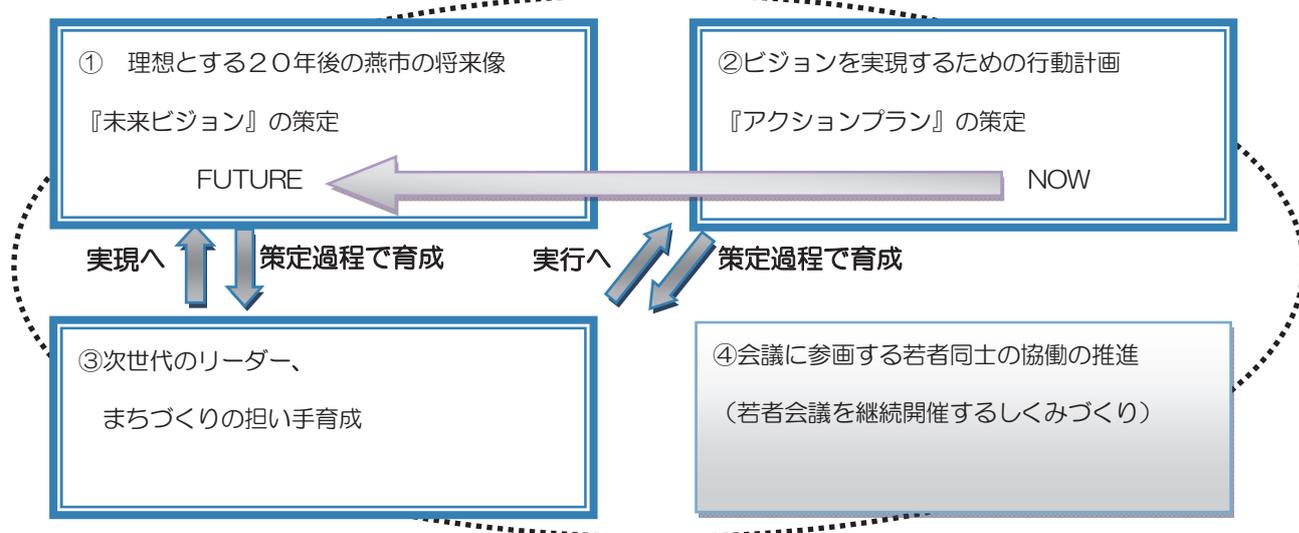
燕市にいろいろな変化が起こるのではないかと予想される。

未来ビジョンは、理想とする 20 年後の燕市の将来像を示している。具体的な計画書とすることは求めている。アクションプランは、未来ビジョンを実現するためのプラン、総合計画で言えば実施計画に当たるものであるがこれについても計画書という体裁にこだわっていない。

次世代のリーダーについては、つばめ若者会議を通じて人材を育成し、プラン策定後もそれに基づき行われる各種施策の中心的役割を担ってもらいたいという狙いがある。

若者会議を継続開催する仕組みづくりについて、初年度は行政主導で、若者会議を企画、開催した。次年度以降は自主的に会議を企画してもらい、単年度事業で終わらない、継続事業として進めてもらいたいと考えている。

図表 4-4 「未来ビジョン」平成 25 年度 4 つの目標





つばめ若者会議

(3)「夢はぐくむ故郷（まち）南陽コンペティション」（山形県南陽市）

① 南陽市の概要

南陽市は、東に奥羽山脈をひかえ、南から西にかけて吾妻山系と飯豊山系に囲まれた山形県南部の置賜盆地に位置し（図表4－5）、1967年4月に山形県内で一番若い市として誕生した。人づくりこそが確かな未来への財産であるとの考えのもと、将来の南陽市を担う人材育成に積極的に取り組んでいる。

面積は、約160k㎡、人口は約33千人（2013年10月31日現在）。

図表 4－5 南陽市の位置³



³ ホームページ『世界地図 | SEKAICHIZU』を参考に作成 <http://www.sekaichizu.jp/>（2013年11月27日閲覧）

② 南陽市が抱える課題と若者の社会参画に対する考え

南陽市は、若者の流出が進むことにより、一層の高齢化が進んでいる。また、地域経済も低迷し、雇用機会が厳しくなっている。そのため、あらゆる年代にわたり、市民は雇用の確保や産業の活性化を望んでいる。

南陽市で育った若者は、環境面などでの住みやすさから、定住指向が高いものの、雇用機会の不足や、収入が多くやりがいがある仕事を求め、大都市に移り住むものも多くなっている。また、いったん学業等により大都会に出たものが南陽市に戻るにも、本人の希望や適正に合う雇用機会の確保が課題となり果たせないケースも多い。

③ 南陽市の若者参画施策

ア 施策の方向性

活力ある地域の形成、地域資源の活用など、新たな産業化による安定した雇用機会の創出、海外市場や多様な分野に向けた生産性の高い産業を切り開く特色ある人づくり、などを重要項目として、市民自らが誇れるまちづくりを進め、国内外との交流により多くの人を訪れる地域としての魅力を高めることを進むべき方向性として位置付けている。

イ 施策概要

(ア) 南陽市青年教育推進事業「夢はぐくむ故郷（まち）南陽コンペティション」

南陽市青年教育推進事業「夢はぐくむ故郷（まち）南陽コンペティション」は、2008年に南陽市教育委員会社会教育課が打ち出した事業である。市内在住、在勤、出身の20代を対象に、ワークショップで学ぶ中から、まちづくりアイデアを募り、最も優れたアイデアに大賞賞金100万円を贈呈するという内容となっている。

まちづくりを学ぶワークショップとコンペティションには、3年間で延べ150人余りの青年が参加し、それぞれが企画・実施したユニークなまちづくり事業は、内外からたくさんの注目を集めている。また、2011年度には、これらの青年達が実行委員となって「全国まちづくりフォーラム in 南陽」を開催し、県内外の青年たちと交流の絆をつくった。

現在南陽市では、2008年度から2011年度に実施した「夢はぐくむ故郷（まち）南陽コンペティション」に参加した若者グループがユニークな各種活動を繰り返し続けている。

④ 取り組みによるまちの変化

ア 若者の変化

南陽市青年教育推進事業「夢はぐくむ故郷（まち）南陽コンペティション」が起爆剤となり、南陽市の青年活動を活性化させた。置賜管内において、南陽市は「若者が元気なまち」といったイメージが高まっている。

イ 取り巻く人々の変化

若者グループの活動は、徐々にではあるが、地域の人たちの気持ちを活かし始めている。声に出して若者を激励する人たちや、物資や資金の援助をして応援する人たち、そして若者に負けじと自らまちづくりに取り組む人たち。さまざまな人たちが若者の活動から刺激を受け、自分たちの地域をあらたに見つめ直している。地域の人たちに刺激と地域を見つめ直すきっかけを与えた。

3 行政と民間とのコラボレーションによる若者の社会参画施策

(1) 「小布施若者会議」 （長野県上高井郡小布施町）

① 小布施町の概要

小布施町は、長野県の北東部、善光寺平の東縁に位置し（図表4-6）、江戸時代より、千曲川の水運、街道の中継点として、物産交易に大いに役立ち、北信濃の経済・文化の中心として栄えてきた。現在は果樹栽培が盛んな農村として、また、美しい自然環境に恵まれ、特徴ある風土を活かした文化の町として栄え、年間120万人が訪れる街として名高い。面積は、約19k㎡、人口は約11千人（2014年1月1日現在）。

図表 4－6 小布施町の位置⁴



② 「小布施若者会議」事業推進にあたる経緯

ア 企画立案の経緯

2010年の町単独事業「地域づくりインターン事業」を経験した学生が、町長との語り合いの中で「若者の声で社会を変えられるような取り組みをしたい」と発起人となり、実行委員会を設立、町民と町のプロジェクトチームが協働して、企画・運営を開始した。構想から2年で第1回小布施若者会議開催に至った。

イ 核となるメンバーの招集

町長と発起人となった大学生4人の声かけにより、大学生10人、町民10人、職員10人のメンバーが集まった。また、活動を続ける中で、熱心に支援してくれる町議会議員などが現れ、企画運営が軌道に乗り、事業化に至った。

③ 施策概要・目的

ア 第1回小布施若者会議（2012年9月7、8、9日 参加者約240人）

全国から若者を小布施に集め、社会に対する想いを主張し、町全体をフィールドに議論を繰り広げ、日本の、地方の、自分自身の未来像を描き、全国に向けて

⁴ ホームページ『世界地図 | SEKAICHIZU』を参考に作成 <http://www.sekaichizu.jp/> (2013年11月27日閲覧)

発信するとともに、小布施町への定住促進を目的として開催した。ホームステイやフィールドワークによりコミュニティの中に入り込んだり、会議室から飛び出し畑のど真ん中で語り合うなど、新たな着想と刺激を誘発する仕掛けやイベントを行い、小布施を躯体事例として、参加者の若者たちが地方に共通するさまざまな課題解決に向けた新しいモデルを考え、提案しあった。会議をきっかけに、全国的に有名な和菓子の老舗「小布施堂」と、参加した学生のコラボレーションで生まれた和菓子「栗鹿の子」は、都内でも販売されるヒット商品となり、小布施町のシティプロモーションにも寄与している。

イ 第2回小布施若者会議（2013年9月21、22、23日 参加者約150人）

周辺部・フロンティアとしての「地方」に関心を持つ、またはそこに根付いている全国の若者が集い、じっくりと日本や地方、そして自分自身のこれからの在り方を議論し、今の時代の新しい価値観を発信・表現する場として開催した。

④ 取り組みによるまちの変化

ア 若者の意識や変化

もともと町内の若者の意識は高いものではなかったが、若者会議をきっかけに、事業や委員会などに参加する者が増加し、公益的事業への参加の裾野が広がりとつある。若者会議をきっかけに誕生した取り組みへ参加する者があるところを見ると、今まできっかけが無かったために、参加せずにいた若者が、若者会議を足がかりに参加に至ったということが推測できる。

イ 取り巻く人々の変化

若夫婦がホームステイ先として自宅を提供するなど、若者会議に興味を持った人たちが取り組みに協力してくれるようになった。また、若者会議の交流をきっかけに各種団体が連携をして訪問者をおもてなしするなど、町民同士の交流が深まった。

ウ まちの変化

1泊2日で小布施町に滞在し、何ができるかを考えるブレスト会議である小布

施ラボの実施に伴い社団法人日本小布施委員会が設立され、全国規模で小布施について考える拠点づくりになった。また、地域のまちづくり団体や農家による、小布施の生活や暮らしを考える小布施家族会議のモデルツアーが実施された。ほかには、小布施若者会議の運営の中心となった大学生が会社を起業し、町老舗企業と手を組んで特産品の栗を使ったコラボ商品を開発するなど、さまざまな事業に参加する町民が増えてきている。

⑤ 職員の人材育成

～職員に積極的な経験を求める町の研修体制と事業に参画する職員～

小布施町は町職員を積極的に都市に派遣している。また、派遣による経験を積ませることで職員の成長を促進し、学びをフィードバックさせることで質の高い公共サービスを提供する研修体制が確立されている。小布施若者会議に積極的に参加する職員はその象徴かもしれない。職務上「民間人ではない」と意識しているからか、公務員のNPOへの参加は少ないといわれる。しかしながら、豊かな公共社会を形成するための多様な手法を習得するために、公務員のNPOへの参加は、大変有意義なアプローチであると考えられる。



小布施若者会議



視察風景

4 地域主導による若者の社会参画

(1) 『特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク』の取り組み

(山形県置賜郡川西町吉島地区)

① 川西町と吉島地区の概要

川西町は、山形県南部の置賜地方のほぼ中心に位置し(図表4-7)、その地勢は、広大な田園となだらかな丘陵地とに大きく二分され、豊かな自然に恵まれている町である。2013年12月末現在の人口は16,736人、世帯数は5,207世帯で、基幹産業は、水稻や米沢牛を中心とする農・畜産業である。町の花はダリヤで、日本一のダリヤ園である川西ダリヤ園がある。また、故井上やすし氏の出身地でもあり、川西町フレンドリープラザには井上氏の蔵書が約20万点保管されている。地区は、小松・大塚・犬川・中郡・玉庭・東沢・吉島の7地区に分かれている。

そのうちの一つである吉島地区は、米沢盆地のほぼ中央部にあり、稲作が盛んな地域である。2013年4月1日現在の人口は2,736人、世帯数は741世帯で、吉島地区交流センターを中心に自治会の活動が盛んな地域である。

図表4-7 川西町の位置⁵



⁵ ホームページ『世界地図 | SEKAICHIZU』を参考に作成 <http://www.sekaichizu.jp/> (2013年11月27日閲覧)

② 川西町が抱える課題と若者の社会参画に対する考え

川西町の課題は、人口の減少、高齢化の進行、地方交付税の削減や町民所得の低下などの財政状況の悪化、地区行事参加者の減少やコミュニティの希薄化などの地域の衰退等であり、このままの状況が続くと町民の暮らしは成り立たなくなるのではないかという危機感を抱いている。

このような中、今後の社会の持続性を考え、これからの地域や組織などを支える人材を育てるべく、若者の社会参画に対して財政的支援や人的支援などを行っている。

③ 川西町の地域自治の取り組み

ア 川西町地域自治推進の経緯

「川西町まちづくり基本条例」を2004年6月に制定し、協働のまちづくりの基本原則の明確化や情報の共有と住民参画を基本としたまちづくりのルール化を行った。2006年3月には「第4次川西町総合計画」を制定し、まちづくりのテーマを、「地域を皆でもう一度見直し、新たな可能性や希望を発見し、協働によって夢を実現し、地域を再生、発展していくこと」と定めた。

また、2009年4月1日から、「生涯学習・社会教育の拠点」であった各地区公民館を、新たに「地区交流センター」としてスタートさせ、各地区交流センターでは「地域づくり・人づくりの拠点」として、地域の独自性を活かした取り組みを推進している。

イ 川西町地域自治の仕組み

地域づくりの仕組みの目指す方向は2つ。「まちづくりは、町民が主役である」ということと「まちづくりは、町民と行政それぞれが自働し、パートナーとして協働する」ということである。まちづくり基本条例が拠り所となる。

このような方向性のもと、町民の手で課題を解決し、地区・地域で暮らし続けられる町を創るべく、町民が自ら地区の経営母体を構築している。この地区経営母体は地区経営の意思決定機関であり、行政と相互尊重のもと、協議連携して地域自治活動を行い、地区内の地域自治活動を運営する責任を持つとともに、交付金等の使途の決定権限を持つ。つまり、町民自身が自主自立による地域の経営を

行うのである。そして、この地区経営母体が「地区交流センター」の指定管理者となり、地域づくり・人づくりの拠点を運営している。

このような町民自らの地区経営に対し、行政は、地域自立支援制度を創設し、支援を行っている。その支援の内容は、財政的支援、人的支援、行政内の地域支援調整会議の設置や行政と地区運営組織との協議・調整組織の設立などである。

④ 特定非営利活動法人きらりよしじまネットワークの活動

ア (特非) きらりよしじまネットワークの沿革

吉島地区では、従来から吉島地区社会教育振興会を中心とした事業を通して、地域コミュニティの活性化を推進してきたが、社会教育の枠の中では制限もあり、なかなか踏み込めない課題もあった。また、地域住民の自発的なスキル向上の支援活動と、支えあいの共助サポーター活動を広域的に展開する推進母体として法人格を取得することが必要となっていた。

そこで、2005年4月吉島地区各種団体の年度初め総会にて、地域全体で法人格を取得することを協議し承認されたのち、2007年9月に法人格を取得。こうして、きらりよしじまネットワークは、吉島地区の全世帯加入のNPO法人として設立された。

きらりよしじまネットワークの組織は、従来の既存の団体の見直しを図り地域の活力を維持継続するため、役員や事務局は充て職をすべてなくし、地域の中から選出している。事務局は、次代を担う若い世代層を登用し、30年先を見据えた地域づくりに向けて活動している。

2006年4月に、前身の吉島地区社会教育振興会が吉島地区公民館の指定管理者となり、2009年4月には、吉島地区の地区経営母体として吉島地区交流センターの指定管理者となった。現在は、2012年4月からの2期目の吉島地区交流センターの指定管理者となり、地域の課題に対して真摯に向き合い、創意工夫をもって、地域に密着したまちづくりを実践している。

イ 運営理念

地域に根ざした団体として、地域住民があらゆる分野で、こころ豊かで一人ひとりが輝けるまちづくりをめざし、それぞれが持つネットワークを通じて社会参

画の環境づくりとその拡充に貢献していく。また、地域に密着し、自分たちの地域の担い手を自分たちでコーディネートしていくこと。

ウ 施策概要・目的

きらりよしじまネットワークの若者に関連する施策は、図表4-8のように多種多様なものとなっている。

青少年健全育成事業（わんぱくキッズスクール）の対象は、小学校の3年生以上の児童で、農業や野外活動を通し、世代間交流、コミュニケーション力の向上に向けた体験型プログラムを開催している。

ボランティア養成事業（中学生対象）では、ボランティア研修会を開催し、学校と連携したボランティアの受け皿（活動）をつくっている。

育成事業では、若者ボランティアグループの自主事業の開催や、地域内外の若者団体との婚活の要素を含んだ交流会の開催などの活動に支援を行っている。運動会事業、ふれあいまつり事業、交流事業は、上記の活動の発表の場になっている。

このように、きらりよしじまネットワークでは、幼少期から地域にかかわるストーリーをつくり、ものではなく人に投資し、地域の中で自立、認められる人になるよう支援している。その背景には、若者や、若者が組織した団体には、行政や地域などのきちんとしたサポーターが必要であるという思いがある。

図表4-8 若者施策

●青少年健全育成事業（わんぱくキッズスクール）	
●ボランティア養成事業（中学生対象）	●育成事業
●運動会事業	●ふれあいまつり事業
●交流事業	

⑤ 取り組みによるまちの変化

ア 若者の意識と変化

自分のみへの関心から、地域、組織、まちづくりへの関心も芽生えた。同時に、地元を離れていた若者も取り組みに関心を寄せるようになった。

イ 取り巻く人々の変化

若者でない人も若者の活動に関心を寄せるようになり、長年地域を培ってきた年配者の中にも、若者の声に耳を傾ける人が見受けられるようになった。中には、若者に感化され斬新なアイデアを出す地域住民も現れるようになった。

学校などの関係機関も、活動により積極的に協力してくれるようになり、地域活動に幅が見られるようになった。

ウ まちの変化

若者の声が相対的に大きくなり、若者がこれからの町の支え手になるという雰囲気醸成されている。また、若者を中心に、地域に一体感が芽生え、一層の盛り上がりが見られるようになった。

⑥ 継続的な取り組みとして

ア 地縁からなる地域住民の関係と、若者の参画

かつては「長男はこれをするのが当たり前」という風習がどこにでも見られた。「これ」の部分には、消防団に入る、農家を継ぐ、地元に残る、などが当てはまるが、核家族化と共に、都心部や住宅地を主とするような自治体では風習が薄くなった。一度失われた風習はよみがえりにくい。生活スタイルなどの大きな変換を伴うからである。都心部から離れた農村地域にはこのような風習が残っている。もともと地域のことは地域で担ってきた時代の名残なので、当然ながら、地域ニーズにあった公益的活動である。自らの地域社会をその地域住民で維持、あるいはよりよく変えていくために、できることは自分たちで対応するということが、自然と実行されている。このことは、まさに新しい公共領域の中心に位置するものである。参加者が長男のみならず、仲間みんなでというような拡がりが見られる吉島地区は、継続的な活動の担い手作りに成功していると言える。

イ 各若者施策の関連と相乗効果

小学生対象の青少年健全育成事業（わんぱくキッズスクール）では、JA青年部や地域の若者ボランティアグループといった若い世代が活動を支援している。

また、ボランティア養成事業（中学生対象）のメンバー募集は、わんぱくキッ

ズスクール時代にリーダーを決めておき、そのリーダーを通じて行われている。

このように、きらりよしじまネットワークでは、各若者世代の事業を関連させ、活動の中から自然と人が生まれ、育つしかけを作っている。この好循環により、次世代の人材が発掘され、持続的な育成を可能としている。

5 先進事例研究の総括

神奈川県内の自治体における若者の社会参画の推進を検証すると、若者の社会参画がもたらす、新しい公共領域を満たす活動や事業を期待し、位置付けている自治体は確認できなかった。第2章で調査結果を報告したとおり、政策決定プロセスに若者を参画させる取り組みに対し積極的とはいえないだろう。

この「若者の社会参画の推進」に積極的であり、先進的な取り組みを推進する自治体は、「地域振興」「過疎化対策」「定住促進」など、自らが存続する上で最大の障壁となる課題が明確であり、既に直面しているか、少なくとも近い将来において乗り越えるべき課題として認識している。また、まちの将来像を描き、発展していくビジョンをもっている。

重要なことは、そのビジョンを、どのように行政内部で共有し、かつ市民との共有を図っていくかである。視察し実感したことの中で、調査に快く応じてくださった市町に共通したことがあることに気がついた。若者の参画を求めたいという首長の強い意志が施策に強く表れているところ、そしてその意志がまちづくりに影響しはじめていることである。

首長の意志は、行政内部に浸透し、政策形成過程において、若者施策の重要さが位置付いている。その結果が、若者政策の予算が重点配分の一角を担っていたり、若者の施策が計画に位置付いていることに現れている。

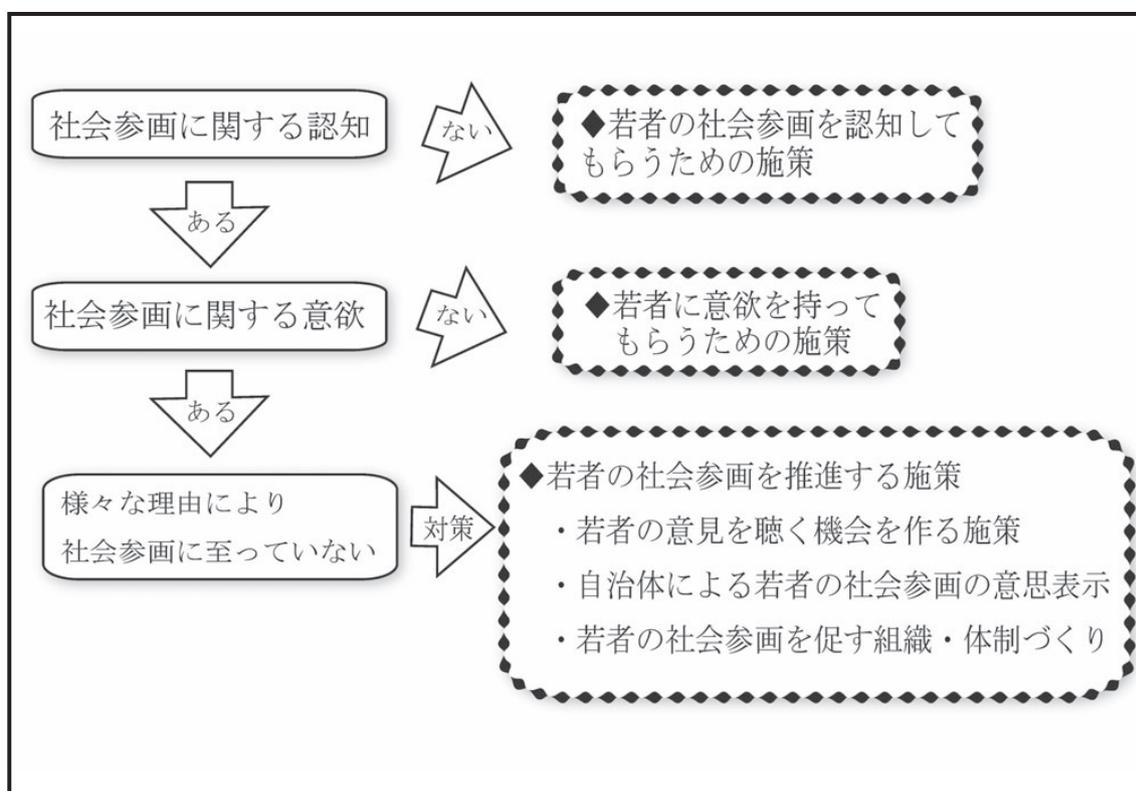
首長の意志は、若い職員にまで拡がり、職員の事業への参画や、日常生活で培ったネットワークを媒体に伝播し、さまざまな参加者を獲得できているという効果も垣間見えた。首長から職員全体に拡がる共通認識と熱意が、事業の成功を導いている。

「若者の社会参画の推進」に積極的な自治体においては、行政の共通認識と熱意が市民に拡がり、まち全体が理念を認識し、協働の相乗効果を発揮しながら課題を解決していく体制が整っていると感じた。

第5章 新しい仕組みづくりの提案

若者の社会参画が減少傾向にあり、自治体における受け皿や若者社会参画を推進する施策が少ない現状において、若者が積極的に社会参画できる社会にするためにはどのような改善策を講じれば良いのか。第5章では理念・関係者と役割を明確にした上で、若者の社会参画を取り巻く状況を下記の項目ごとに分類し、それぞれの状況において効果的な施策を提案する。(図表5-1を参照)

図表番号5-1 若者の社会参画に対する状況と対策



なお、各施策におけるタイミングについては、図表5-1はあくまで目安であり、各自治体の状況に合わせて判断されたい。また、各提案について具体的な実施内容に触れているが、自治体により条件が異なるため、あくまで参考として取り扱いされ、各自治体にて最大限活用される形にカスタマイズされた上での導入を期待する。

1 仕組みづくりの基本理念（基本原則）

本研究会において、基本理念を図表番号5－2のとおり提案する。

図表番号5－2 仕組みづくりの基本理念

- 若者は社会の貴重な資源である。
- 若者は次世代の当事者であり、良質な生活条件を享受する権利と影響を与える権利を有する。
- 若者が自主的かつ積極的に社会参画するために、行政は若者の個人と主体性を尊重した支援体制を確立する。
- 若者は多様性を持ち、時代によって価値観の変化が著しいため、多角的な視野から支援する。
- 行政は全庁的な共通認識と熱意をもって施策に望む。

2 関係者とその役割

（1）行政

若者が社会参画しやすい環境を整えるとともに、参画を推進するため、普及・啓発、誘導・支援、行政主導型手法などにより総合的、効果的施策を実施する。

（2）地域コミュニティ

地域コミュニティにおける若者を受け入れる土壌を整備し、若者の社会活動参加への意欲を高める。また、関係者と連携して若者社会参画を推進する。

（3）NPO

NPOの目的に応じて若者の社会参画に向けた取り組みを支援する。場合によって若者や関係者に社会参画の重要性について情報提供や教育する役割を担う。また、関係者と連携して若者社会参画を推進する。

(4) 企業

企業に従事する若者が社会活動に参加しやすい環境を整え、参加する若者を推奨する。また、関係者と連携して若者社会参画を推進する。

(5) 学校

教育課程で社会参画の重要性について理解醸成を深め、児童・生徒の社会参画を支援、推奨することで、若者の積極的な社会参画の土台づくりを行う。

(6) その他

若者がかかわる団体や施設において、それぞれの役割に応じて若者社会参画の推進策を図る。

3 若者の社会参画施策（体系）

(1) 若者に社会参画を認知してもらうための施策

若者が社会参画そのものを認知していない場合に、若者に対して社会参画について普及、啓発することで、若者に社会参画の機会やきっかけ、有効性を認知してもらうことを目的とする。

(2) 若者に意欲を持ってもらうための施策

若者が社会参画は認知しているが意欲がない場合に、若者に対して社会参画について誘導、支援することでモチベーションを誘引し、社会参画を推進することを目的とする。

(3) 若者の社会参画を推進する施策

① 若者の意見を聴く機会を作る施策

自治体の取り組み不足により若者の意見が反映されない環境について、若者の意見が反映される仕組みを構築することにより改善を図ることを目的とする。

② 自治体による若者の社会参画の意思表示

自治体が若者社会参画について明確に意思表示を行うことにより、若者の社会

参画に伴う社会の理解醸成や意識啓発を推進し、取り組みを総合的かつ計画的に推進するための環境づくりを目的とする。

③ 若者の社会参画を促す体制づくり

自治体の取り組み不足により若者社会参画事業が効果的に推進できていない状況について、自治体における組織編成の改善等により、若者社会参画事業を効率的かつ効果的に実施するための体制づくりを目的とする。

4 具体的施策

(1) 若者の社会参画を認知してもらうための施策

① 新しい広報の手段

若者の社会参画を促す手法の一つとして、social networking service (SNS)¹を活用した方法があげられる。

行政が発行する広報紙やホームページから情報取得をする若者の割合は極めて低く、また、発信している側（行政）の一方通行となっていることが多い。

そうした中、新たな広報手段として、SNSを活用した広報活動を提言する。SNSの利用者が若者を中心に大きく普及しているからである。総務省「ソーシャルメディアの利用実態に関する調査研究」(2010年)“これまでに利用したことのあるソーシャルメディアは”の問いに対する回答によると、若年層(30代以下)の利用経験者の割合は84.8%と半数以上の若者が利用している。

また、佐賀県武雄市の場合、旧ホームページ3カ月で約15万件的閲覧であったが、ホームページをfacebook²に移行した結果、ページ開始3カ月半で約1,000万件的閲覧を記録した。

このように若者に対する情報発信は既存の媒体だけでは不十分でありSNSを利用した発信が求められている。

SNSの特徴として大きく3つあげられる。一つ目は情報が自動的に飛び込ん

¹ social networking service とは・・・社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。

² Facebook とは・・・フェイスブック株式会社が提供するインターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)である。

でることである。既存のホームページでは情報に対し自らが動かなければ情報を得られないが、SNSの場合は自動的に、かつリアルタイムに情報を得ることができる。二つ目は双方向の情報のやり取りが可能であること。情報を受け取った側がコメントとして反応を示すことができるため、今までにない行政と若者のコミュニケーションが可能となる。三つ目は拡散することである。受け取った情報に共感すると、その情報が友人から友人へと拡がっていくこと。

観光、イベント、雇用、子育て、防災等、多岐にわたる行政の業務において、それぞれがSNSを活用し発信していくことで、今までにない、若者とのつながりが可能となり、若者の社会参画への関心を強める手段として効果が期待できる。

② キャラクターを使った啓発活動

若者に興味を持ってもらうために、キャラクターを利用した啓発活動を提案したい。なお、本研究会では、若者の社会参画に関するイメージキャラクター「さんかく若葉ちゃん」(図表5-3)を提案する。

図表5-3 さんかく若葉ちゃん



自治体の施策は、どうしても固くなりがちになることが多いのが現状であると考えられるが、近年、いわゆる「ゆるキャラ」を使った観光宣伝やまちおこしが全国各地で行われ、話題となっている。熊本県の「くまモン」や滋賀県彦根市の「ひこにゃん」は、全国的にも有名である。

ただし、ゆるキャラとは、狭義には「地域の活性化のために自治体によって作られたゆるいマスコットキャラクターの略称」とされているため、若者の社会参画に関するキャラクターは、ゆるキャラとは言えないかもしれない。テーマ別の

全国共通のイメージキャラクターとしては、明るい選挙推進運動の「選挙のめいすいくん」や国勢調査の「センサスくん」などの事例がある。

ゆるキャラは、子どもだけでなく老人にも認識されやすい形をしているため、幅広い層に注目される。

また、ゆるキャラは、ピクトグラム（絵文字）と同じく絵で意思を伝えるものとして考えられている。例えば、「ひこにゃん」は兜をトレードマークにしており、城を連想させる。このような手法を若者の社会参画にも応用し、「さんかく若葉ちゃん」は社会参画の参画と三角形の三角をかけて、三角形をモチーフにしたキャラクターであり、頭にある若葉は若者を表し、両手の星は社会の将来を担う若者の夢と希望を表している。

若者が好意的に興味を持ち、注目しやすいキャラクターによるイベントでの周知やチラシ配布、印刷物におけるキャラクターの使用などの啓発活動を進めることにより、若者社会参画の理解醸成を推進することができる。

③ 若者向けの講演会等の開催

若者の社会参画の意識を高めるような若者向けの講演会や若者の社会参画講座などを開催し、積極的に啓発に努める必要がある。講演会、講座の開催に当たっては、多くの若者が参加するように若者が興味を持てるテーマの設定や講師の選定など研究しなければならないという課題もある。

また、大学と連携した大学生を対象とする社会参画の教育プログラムの作成と実施も有効であると考ええる。

④ 社会全体の意識改革

多くの人々が若者の社会参画の重要性を認識することにより、社会全体で若者の社会参画に取り組む機運を醸成していくことが必要であると考ええる。そのためには、若者、年配者の意識改革のために、幅広い年代層を対象とした講演会や講座の開催が求められる。

また、若者より上の世代の人の意識を変えるという観点から、若者より上の世代の人のみを対象とした若者の社会参画に関する討論会を実施するといった試みも有効であると考ええる。

(2) 若者に意欲をもってもらうための施策

① 学校に対する働きかけ・教育

若者が社会参画への意欲をもち、行動へ移すためには、若者に社会参画をより身近なものに感じてもらう必要がある。そのための効果的な方法の一つとして、学校教育がある。小学校、中学校、高等学校と地域や社会に関する身の回りにあることを題材に授業等を行うのである。では、どのような教育内容が考えられるか。ここでは大きく3つあげてみたい。

ア シティズンシップ教育

まず一つ目は、シティズンシップ教育である。

2006年3月に経済産業省から出された『シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会 報告書』（以下「報告書」という。）の中で、シティズンシップ教育を次のように定義している。シティズンシップ教育は「市民一人ひとりが、社会の一員として、地域や社会での課題を見つけ、その解決やサービス提供にかかわることによって、急速に変革する社会の中でも、自分を守ると同時に他者との適切な関係を築き、職に就いて豊かな生活を送り、個性を発揮し、自己実現を行い、さらにより良い社会づくりに参加・貢献するために必要な能力を身に付けることを目標にした教育」である。

具体的な事例としては、「児童会選挙を通じた選挙に関する授業」「地元商店街活性化についてのローカル・マニフェスト作りの授業」「地域を向上させる条例を考える授業」などがある。また、神奈川県では、国政選挙に合わせた生徒による模擬投票を全国に先駆けて全県立高校で実施している。

このシティズンシップ教育の中で、「自分たちの迎える将来の社会状況」を授業の題材として取り上げることが提案する。財政赤字、社会保障、雇用、自然環境などを題材とし、自分たちの生活にどのような影響が生じるのか、また、悪い影響を生じさせないためには自分たちに何ができるのかを主体的に考えることができる。この授業の目的は、若い世代に社会保障と政治に対する知識や関心を広めることであり、より良い社会づくりに参加し、力を発揮して貢献できるような若者を育てることにある。小学校、中学校、高等学校と段階を踏んで実施することでより効果が高まると考える。

また、この内容を発展させて学校対抗の施策提案大会を実施できれば、さらに関心の輪がひろがるだろう。

イ ボランティア活動

二つ目は、ボランティア活動を授業に取り入れることである。

「強制的な」ボランティア活動を授業に取り入れるのではなく、ボランティアの堅いイメージを払しょくし、ボランティア活動はとても身近で自由であることを伝えることがまずは大事である。そして、身近で小さな成功体験を通じて、学生の自発性を引き出し、その行動によって身の回りの状況が改善され、さらなる自発性を生むとともに、その行動の範囲が広がるという、良いサイクルが生まれる可能性がある。そのためには、地域社会との連携がますます重要になってくる。自分が社会に貢献することで、社会がより良くなるという実感をボランティア活動を通じて得ることが大切である。

また、小学校、中学校、高等学校が連携し、同じボランティア活動に取り組むことも効果的である。中学生は小学生の面倒を見て、高校生は中学生の指導をする。面倒を見てもらった小学生が中学生になったら、同じように小学生の面倒を見る。また、指導を受けた中学生が高校生になったら同様に中学生を指導する。高校生は高等学校を卒業し、次のステージでボランティア活動に取り組む、という好循環が生まれるからである。「学ぶための最良の方法は教えることにある。」という言葉があるように、学ぶことと教えることの両面から多くのことを学び、身につけることができるのである。

ウ 行事等の自主的運営

三つ目は、行事等の運営を学生に任せることである。

例えば、高校において体育祭の運営をすべて生徒に任せることである。

与えられた環境の中で受動的に活動するのではなく、自ら考え、主体的に行動する力がつく。また、行事終了後には達成感が得られ、成功体験から自信が生まれる。自らが主体的に行動することで、身近なことが変わる、良い方向に向かうという経験は、若者の社会参画への重要な基盤になる。

② 表彰制度の導入

若者が社会参画に対して消極的である理由のひとつとして、社会参画活動そのものが社会の認知が低いために陽の目を浴びにくく、その結果、若者の社会参画の取り組みを実施している活動実施者や団体が社会全体から評価されにくいことがあると考えられる。そこで、活動実施者・団体に成果が見える形、意見が反映されていると感じることができる仕組みとして、表彰制度を提案する。ここで言う表彰とは、社会参画の取り組みを積極的に実施している若者個人や団体、事業所を表彰し、その功績を称えることにより、若者の社会参画に関する一層の関心と意欲を高め、若者が積極的に社会参画をするための社会の形成促進に資するものである。

若者表彰制度の事例としては、内閣府による子ども若者育成・子育て支援功労者表彰や社会貢献青少年表彰があげられる。これらは内閣府が積極的な対象活動の実績を表彰するもので、本来の表彰だけに限らず、内閣府のホームページに表彰対象者を公表することにより、表彰対象者がこれまでの活動をさらに充実し、子ども・若者育成支援や子育て・家族支援の活動を継続することや、ほかの多くの方々がかような活動を参考にすることが期待される。

また、「子ども若者育成・子育て支援功労者表彰」に推薦された企業、団体または個人が行っている優れた活動を広く社会に紹介する「子ども若者育成・子育て支援活動事例紹介事業（チャイルド・ユースサポート章）」をホームページにて公表していることは画期的といえる。本来、表彰対象外の事業は陽の目を浴びない。表彰にはあたらないが表彰制度の目的に合致し、ほかに良い影響を与える取り組みについては公表していく方が好ましいといえよう。

表彰対象者を選考する選考委員会については、行政関係部署から推薦のあった有識者等により構成する。具体的な表彰内容については、賞状の授与や被表彰者の公表を多く見るが、より効果的にするためには、対象者にとって実利的なインセンティブを提供する方法がある。例えば、従来は有償であることが多い自治体ホームページの広告欄に活動実施者・団体の掲載欄を設ける、公共施設のネーミングライツを一時的に使用許可するといったものがあげられる。このインセンティブは、自治体の負担は少ないが、対象者は有償サービスが無償で受けられる上、社会貢献活動のPRに伴うイメージアップの恩恵を受けることができ、非常に有

意義なものであるといえる。このように活動実施者・団体と自治体が互いに利益を得る WIN-WIN の表彰制度を導入することにより、若者の社会参画に向けたより一層の取り組み促進が期待できる。

③ 社会参画をすることで経済的利益を与える手法

社会参画を促す手段として、経済的利益（インセンティブ）を与えるという手法が考えられる。

インセンティブがあればそれを得ようとするであろう、というシンプルな発想であるが、ポイントを付与するという形でインセンティブを与えるという手法は店舗やウェブサイトなどで既に行われており一定の実績を上げている。そのため、社会参画を促す手段としては有効であると考えられる。

導入する手法は、簡単なものでは、市ウェブサイト上で施政方針等に関するアンケートを実施し参加者にポイントを付与するというものや、協議会等に参加した市民に対して謝礼を支払うといったものがある。

与える謝礼についても、現金ではなく地元商店街の共通ポイントや地域通貨等で支給をするなどの工夫をすることで、うまくいけば地元商業圏の活性化も同時に期待できる。

④ 社会参画をしないことで経済的損失を与える手法

現実に施策として実施することは難しいが、論理的に考えられる手法の一つとして、「③社会参画をすることで経済的利益を与える手法」とは逆に「社会参画をしない人が損をする」という手法も考えられる。ビールびんなどのデポジット制のように、最初に一定金額を支払ったのち、社会参画をした人にだけ還付をするというイメージである。

行動経済学のプロスペクト理論によれば、人間は利益を得ることよりも損失を被ることをより回避する傾向にあるという。つまり、「社会参画をしたら経済的利益を与える」という手法よりも「社会参画をしない人に経済的損失を与える」という手法の方が、行動の動機付けとしてはより強力になる。その点では、本手法の方が、より効果が高くなることが期待できる。そのほか、インセンティブを与えるものではないため自治体側の経費負担が軽減できる「社会参画税」のような

目に見える形で提示することで、自治体が社会参画に取り組んでいるという姿勢を示せるといったメリットが考えられる。

このように少なからずメリットの大きい手法であるとは考えられるが、繰り返しになるが現実には実施するのは難しい施策であるので、こういう手法も考えられるという提示の一つとして捉えていただきたい。

⑤ 地域で若者を育てる施策

地域における若者の参画を求める声はたくさんある。金沢市の雪下ろしのように、生活に密着した切実な望みから、地域で開催するお祭りイベントの手伝いまでさまざまである。若者が地域活動に参画することは、地域住民にとって有益であり、若者にとっても、地域との関係性を構築するきっかけとなる。

地域が若者を育てる取り組みとしては、行政が、地域集会施設や公民館などの事業をとおして若者の参画の機会を提供し、若者が地域特有の事業へ、継続的に参画しながら成長していくことが見込まれる。地域に点在する公共施設を指定管理施設として、地域をより理解した企業や団体へ管理委託することで、指定管理者として培ってきた特性を活かしながら、地域の若者に対し事業を打ち出すことが出来、より一層、地域性を活かした若者の育成を達成することができる。

また、自治会活動や自主防災、学校への協力などをとおして、地域活動に若者を取り込み、やがて、若者が地域の中心として事業を運営・推進していくことで、社会性が生まれ、地域における自らの参画の必要性を認識することが期待できる。

都心部においては、若者の自治会への加入率は決して高くはないものの、転入時に自治体窓口で自治会加入の案内を行うなど、地域活動の必要性や公益性について啓発し理解を促すことで、若者の自治会加入を促進することが期待できる。

⑥ 若者向けのイベント

自治体が開催する若者向けのイベントで、多くの若者が参加するものとしては、成人式があげられる。成人式は、新成人が大人になったことを自覚するための行事として、毎年1月の第2月曜日の成人の日を中心に自治体で開催している。近年、成人式でのモラルの低下が社会問題化しているものの、「成人式は自分たちで行うべきだ」という意識から、実行委員会を組織している事例も見受けられる。

成人式は、若者向けのイベントとしては最大規模のものであり、多くの若者が参加する唯一のイベントでもある。

しかし、このようなイベントが一つしかないというのは、若者が参加する機会が限定されすぎてしまう。各自治体においては、成人式以外にも、若者の社会参画のきっかけとなるような若者主体の催し物をもっと開催する必要があると考える。

しかしながら、若者の社会参画に関連した新しいイベントのテーマ設定や、どのようにして多くの若者に参加してもらうかなど、解決すべき課題が多いのが現状である。

(3) 若者の意見を聴く機会を作る施策

① 気兼ねなく参画できる制度（若者会議）

若者からは、「年配者と同席する会議などでは、若者は気兼ねしてしまい意見を言うことはできない」「そういう心配があるためそのような会議には参加したくない」という声がある。そこで、そのような懸念をなくするための方法として、メンバーを若者だけに限定した「若者会議」というものがある。

若者だけをメンバーとする会議のメリットとしては、年代間のギャップが少なく、話題に共通性が多く、共通認識がとりやすいので、話し合いがスムーズになるなど若者同士の活発な議論が期待でき、若者ならではのアイデアや意見が出しやすい状況になる。現役世代の仕事を持っているメンバーが多く、時間をより有効に活用しようとする意識が強いことから、無駄の少ない会議の開催が求められ、開催時間帯についても、平日の夜間や土曜日、日曜日を利用したものが多くなるが、メンバーの調整、理解は得られやすい。

また、参加者である若者は20年先も現役世代であることから、長期的な建設的な意見が期待できる。子育てを実践している世代でもあり、次世代に対する思いもより現実的である。

なお、若者会議の運営に当たっては、若者が主体性をもち継続的な活動をしていくように行政が支援していくことが重要となるだろう。

② 首長と若者ミーティング

地域住民からの意見を直接聞く機会を設けるために、市町村ではさまざまな取り組みが行われている。そういった取り組みの中で、住民とのランチミーティングといった形で首長が住民と直接の懇談の場を設ける取り組みがある。

若者からの意見を聞く機会として、対象を若者に限定した形での首長との懇談会を行うことも有効な施策だと考える。

首長との直接の懇談の機会を持つことは、参加者にとっては首長や行政をもっと身近に感じてもらうことができ、行政への興味や関心を持つきっかけになる。また、首長にとっても直にほとんど面識のない若者と接する機会は少ないと考えられるので、若者の今の考えなどを実感する貴重な機会となるのではないだろうか。

対象を限定しない形で首長と住民との懇談会を開催した場合、ほとんどの場合参加者は若者よりも高齢者の方が圧倒的に多くなってしまう。そのような場では仮に若者が参加しても若者自身が委縮してしまうことが多いだろう。そうすると若者の意見を聞くことは非常に難しくなってしまうため、対象を若者に限定した形で懇談会を行うことは、若者の本音の意見を聞くためには非常に有効であると考える。

首長が若者から直接若者の本音の意見や求めていることを聞くことによって、そこから新たな施策が生まれ、それが実現されれば、若者も行政に対して興味を持つことに繋がり、若者が社会参画を行う大きなきっかけになることが期待できる。

③ クォータ制（若者枠）

法制・ルールを決定する過程の中に若者の声が反映されていない現状がある。本研究会で実施したアンケート調査でも、審議会における若者の参加率が極めて低いことが判明しており、若者の声を反映するシステムと、若者の声が自治体経営のために不可欠であることを社会に発信する必要がある。

そこで、法制・ルールの決定機関である審議会、そのほか附属機関の構成員に若者枠を設け、意見を抽出しやすい環境を整備することを提案する。例えば、男女共同参画政策では、国や自治体の審議会に当事者である女性の参画枠を設け、

女性の参加率向上を目指し、全国的に成果をあげている。この取り組みに習い、若者枠を設けることで、若者の声を法制・ルールの意味決定等に反映する。

若者の募集は広く広報や Web ページなどで執り行い、基本的には希望者による参加とする。参加希望者がなかった場合、住民から若者を無作為抽出して参加を呼び掛ける手法もある。

若者の意見を多様に反映するため、任期は短期に設定することが望ましい。なお、若者の発言しやすい環境に配慮し、若者枠は2人以上が望ましい。

④ 若者の意識調査

多くの自治体では、住民の意識、価値観の変化や多様化する生活ニーズを的確に把握し、その結果を行政の施策に反映するために意識調査を実施している。

意識調査の結果は、地域、性別、年代別などで分析され比較検討されているものが多い。年代別による分析も行われているため若者が考えている意見のある程度把握することはできるが、一方で標本数が少ないため、40歳代以上の意見に比べ少数意見として取り扱われる危惧もある。そのため、若者の意見を政策に反映させることに重点を置き、あえて、若者だけを対象とした、アンケート調査や意識調査を行う方法が考えられる。

回答率は高くないかもしれないが、若者が気軽に政策提案できる方法として、また、自宅にいながら社会参画の第一歩が行える方法として、有効であると考えられる。

また、調査の内容について、若者に対し具体的に聞きたい項目や、従来の調査では年配者に配慮して調査項目から除外していた項目についても設定できるなどのメリットもあると考えられる。なお、若者が回答しやすいインターネットなどを活用し、定期的に調査することが効果的であると考えられる。

⑤ 抽選による若者の参画制度

若者の社会参画については、選挙の投票率に象徴されるように低迷している。しかし、若者の参画への意志が完全に消え去ったわけではない。ここでは一歩目を踏み出すきっかけとなる行政の取り組みとして、市民討議会や裁判員制度を模倣した施策を提案したい。

市民討議会は、無作為にて抽出された参加者が、与えられたテーマについて討議し発表、報告する会議体である。これを若者の参画を求めるイベントに載せ替え、そのイベントへの参加者を無作為抽出し、個人宛の通知にて直接参加を求める。個人に直接参加を求めることにより、受け手に「特別感」を与え、「せっかくだから参加してみるか」と背中を押す。また「謝礼」や「保育」の準備など、参加環境を整えることで、より一層の効果が期待できる。参画者に対するフォローアップとして、継続的に社会参画を啓発し、習慣付けるような試みも効果を生みそうだ。

市民討議会の参加率は、茅ヶ崎市を例にとると、おおむね7%前後と高いわけではないが、1,000人に投げかければ70人の参加を得ることができる。加えてメリットとなるのが、リピーターの増加である。参加者対象の事後アンケートによると、無作為抽出により参加を投げかけられたのは初めてで、「また参加を求める案内が届いたら参加する」との答えが、全体の30%、「日程が合えば参加する」との答えと合わせると約60%を占めた。つまり、一度のきっかけが今後の若者の社会参画につながっていくようである。

若者の社会参画が社会で広く認知され、企業や学校の理解が高まれば、裁判員制度のように、参加への強制度の高い施策へ発展していく可能性も伺うことができる。この制度が運用されると、圧倒的な参加率となり、速やかに若者の社会参加を得ることができる。

⑥ 社会参画を推進する企業にインセンティブを与える

社会参画をしたくてもできない若者の中には、「社会参画をしたくてもその時間がない」という意見がある。社会人にとっては、平日昼間に開催される会議に参加することは一般的には困難であろう。職種によっては平日夜間であっても難しいかもしれない。社会参画をしたいという意欲はあるものの、環境がそれを許さない、というケースは少なくない。

例えば、内閣府が2003年度に実施した「国民生活選好度調査」によると、「ボランティアや地域の活動などに参加するために、休暇をとったり仕事を切り上げる」ことができる制度がある会社はわずか10.2%しかなかった。また、同調査によると、ボランティアや地域の活動などに参加しない理由について、仕事関係の

問題を理由にあげた若者の割合は、それ以外の理由をあげた者の割合よりも多かった（図表5-4）。

図表5-4 「ボランティアや地域の活動などに参加しない理由」の回答³

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
仕事が忙しく、時間が取れない	30.9%	38.0%	44.5%	50.8%
仕事を休んで、迷惑をかけたくない	21.8%	13.0%	17.2%	19.2%
仕事を休むと評価が下がる	1.8%	3.7%	1.6%	5.4%
小計	54.5%	54.7%	63.3%	75.4%
興味がない、他のことをやりたい	25.5%	33.3%	22.7%	16.9%
周りでやっていないのでやりにくい	10.9%	7.4%	11.7%	3.8%
小計	36.4%	40.7%	34.4%	20.7%
その他	9.1%	4.6%	2.3%	3.8%

このように考えると、特に社会人が社会参画をするに当たっては、企業や社会全体の支援が不可欠である。そこで、若者の社会参画を推進するため、社員の社会活動や公益的活動を支援する取り組みを行っている企業に対し、インセンティブを与えるという手法が考えられる。企業が社会参画をしやすい環境を整えることで、若者の社会参画をより一層促す効果が期待できる。

企業に与えるインセンティブの種類については、表彰や資格制度のような名誉を与えるタイプのものや、補助金や法人住民税減税のような経済的インセンティブを与えるものなどが考えられる。名誉を与えるタイプのものについては、自治体単体で行っても効果が薄いのが、表彰や資格制度の社会全体の認知度を高めることで、それを得られることが「榮譽」と感じられるようになり、より一層の効果が期待できるようになるだろう。そういう意味では、本手法は単体で行うよりも、複数の手法を用いて社会参画の認知度を高めた上で複合的に行った方が、効果がより高くなると考えられる。

本手法は、若者をとりまく環境を整えるという間接的な支援であるため、その効果が目に見えづらい。そのために行政が施策の実施に対して二の足を踏むとい

³ 『内閣府ホームページ』 http://www5.cao.go.jp/seikatsu/senkoudo/h15/senkoudo15_2.pdf (2013年12月18日閲覧)

うこともあるかもしれない。しかし、行政は、「新しい公共」の担い手である企業や社会全体を支援していくためにも、本手法のような施策をもっと推進していくべきあると考える。

(4) 自治体による若者の社会参画の意思表示

① 若者社会参画推進条例の制定

金沢市のように若者の参画に特化した条例として、若者社会参画推進条例の制定を提案する。目的に特化した条例を制定することにより、若者の社会参画に伴う理解醸成や意識啓発を推進し、取り組みを総合的かつ計画的に推進できると考えられる。

条例の内容は、前文で若者の社会参画に関する現状と課題、取り組みの必要性を述べ、本文で目的・定義・基本理念を定めることで、自治体における若者の社会参画の考え方や位置付けを明確化する。そして、住民・企業・学校が連携して、若者の参画を後押しすることを責務とし、基本計画の策定をはじめとする施策の基本となる事項について定めることで、豊かで活力ある若者の社会参画実現に寄与できると考えられる。

また、この条例を着実に推進するため、この条例に基づいて取り組むべき事務事業の内容およびスケジュールをまとめたアクション・プランを策定し、アクション・プランに掲げた事務事業の進行管理を行うことが望ましい。理念の定着に向けた持続的な取り組みを行うことで、まちづくりの共通認識として市民への定着を図ることができる。

② 自治基本条例等の見直し

若者が政策等に積極的にかかわる環境を整えることは、自治体の取り組みだけで進められるものではない。若者の社会参画の位置付けと住民や事業者の協力を得るための役割を明確にするため、ルールを整備が必要である。

条例整備の具体的方法として、自治体の憲法である自治基本条例に子どもの参加に関する規定があることが多いが、条例見直しの時期に若者の社会参画を位置付け、まちづくりにおける若者の参画を保障するとともに、住民だけでなく広く社会に目的を周知することがあげられる。なお、条例改正に当たってはパブリッ

クコメントに充分留意することとされたい。

③ 若者参画支援計画の策定

地域における若者の社会参画支援の基盤整備の基礎となる若者参画支援計画を策定することにより、若者の社会参画を推進する体制づくりを構築する。

この計画は、地域において希少となっている若者が社会の構成員として自主的かつ積極的に政策にかかわる体制づくりの実現を目的として整備する。

計画の内容は、総論で計画策定の趣旨、概要、推進体制について明確化し、若者の社会参画の総合的な推進を図る。また、現状と対策として若者が社会参画できていない現状を分析し、必要な対策について自治体の考え方を明確化するとともに、重点的に取り組むべき課題とそれ以外の課題を設け、それぞれの普及・啓発、誘導・支援、行政主導型手法などにより総合的、効果的施策を展開する。そして、施策の展開として今後の施策の方向性を指し示し、将来のビジョンについて議論を重ねることを記述し、目的達成のための計画運営を図る。

この計画の推進に当たっては、若者にかかわる部局が連携し、全庁的な取り組みを行うとともに、計画の進行管理を綿密に行うことを想定している。なお、支援計画の策定を担当する部署と関係機関との連携協力が円滑に実施されるようコーディネーター的な役割を果たすものの存在が重要であり、関係機関においては協力担当者を明らかにすることが効果的である。また、教育、経済等の分野の専門家や有識者から構成される委員会を関係機関等の連携により設けることは、この計画の策定作業の円滑化のために有効な方法と考えられる。なお、変化しやすい若者の世情の中で、柔軟で実効性のある計画にするため、計画期間には留意する必要がある。

④ 総合計画に若者政策を位置付ける

国内の自治体が、自治体ごとの運営の方向性を位置付ける最上位の計画として、総合計画を策定している。総合計画は、行政運営全般の基本的な理念や大方針を示す「基本構想」、基本構想にそって行う各分野における施策を示す「基本計画」、基本計画にそって実施する具体的な事業を示す「実施計画」など、階層化された複数の計画により構成されることが多い。自治体が行う個別の事業は、おおむね

これらに位置付けられている。

地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）が 2011 年 8 月 1 日に施行され、法的な策定義務は失われたものの、一定以上の業務規模と社会的責任を有する組織として、総合計画に類する計画を一切策定しない自治体が出てくる可能性はまずない。

法改正は、総合計画がその役割を終えたということではなく、基本構想およびこれを含む総合計画全体に、自治体の自主性の尊重と創意工夫の発揮を期待する観点から措置されたと捉えられる。

言い換えれば、自治体が、地域自治運営する上での課題を、市民に発信し、共しながら、未来を創る上で必要な施策を考えていく宣言である。

若者政策に必要なことはさまざまである。代表的なものとしては「行政の若者政策」「若者の訴えの必要性の自覚」などが考えられるが、総合計画に若者政策を位置付けることにより、「私たちのまちには若者政策が必要だ」ということを自治体が自覚し、共に取り組んで欲しいという市民宛てのメッセージを投げかけることが必要である。

⑤ 自治体における宣言（若者社会参画都市宣言）

自治体における宣言（都市宣言）は、基本的には、特定のテーマについて宣言を行うという形式により、テーマについて自治体としてどのように取り組もうとしているかという意味、主張、方針を内外に表明するものである。

都市宣言には法的拘束力はなく、その方法も「議会の議決」「首長の声明」などさまざまである。また、都市宣言の制定は、地方自治法第 96 条で規定されている地方議会の議決事件には当たらないため、条例により議決を要すると定められている場合を除いては議会による議決を必要としない。そういう意味では、都市宣言の制定というのは、比較的容易に自治体の意思、主張、方針を内外に表明することができる手法であると言えるだろう。

前述のとおり都市宣言には法的拘束力はない。しかし、都市宣言を制定することで、自治体が重視している課題を表現するとともに、それに対して積極的に取り組もうとしている姿勢を内外に示すことができる。つまり、「若者社会参画都市宣言」を制定することは、自治体が若者の社会参画を課題として重視し、積極的

に取り組むという意志を表明するということにもなる。これは当該自治体で若者の社会参画を推進する事業を実施していく際の根拠にもなるため、都市宣言を制定する効果は大きいと考えられる。

(5) 若者の社会参画を促す組織・体制づくり

① 若者に関する協議会等の設置

若者が社会参画できない課題の抽出や諸問題を検討するため協議会等を設置することも一つの方策である。

内閣府の定める子ども・若者育成支援推進法第19条第1項では、自治体に対し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会の設置の努力義務が課されており、神奈川県内では横浜市において横浜市子ども・若者支援協議会が設置されているが、無業やひきこもり状態の若者の社会・経済的自立等について深く協議されているものの、若者が社会参画するに当たっての議論は、現在のところ交わされていない。

若者に関する協議会等を設置し、改善策を導き出すことで、若者社会参画のプロセスにおける阻害要因を排除し、戦略的に若者を支援する体制を構築する。構成員は、有識者や各世代の代表者を想定しているが、県子ども・若者支援連携会議、青少年育成市町村民会議、青少年団体、青少年育成アドバイザー、教育施設や地元企業、関連する事業を実践するNPOなどは、若者の生の声を抽出できる重要なファクターであると考ええる。また、既存の関係する団体等についても連携を取っていくことが望ましい。

なお、富山県青年議会のように青年議員を募集して開催する議会を設立することにより、潜在化している若者の意見を抽出することが可能であると考ええる。

② 専門部署の設置

行政において、若者の社会参画に関する事業が多数の部署に点在してしまっている状況が散見される。若者社会参画事業の総合窓口として、若者課などの専門部署を設置する。専門部署を明確化することで、実践的かつ継続的な事業を展開することが可能となり、専属職員によりの確な情報収集や関係機関との綿密な連

携、即時性のあるプロジェクトを展開し、若者の社会参画をより一層推進するためのプラットフォームを構築することができる。

なお、若者の引きこもり対策や就労支援の担当部署と連携を取ることにより、多角的に若者を支援することで、ひいては若者の社会参画事業の推進に繋がると考えられる。

③ 若者基金の設立

若者の社会参画をより広げていくために基金を募り、有効に活用していくことをあげる。

基金の活用方法としては、若者の社会参画を求める事業費に充てるということや、若者の団体に公益的事業の企画提案を呼びかけ、その事業費を基金から支出することなども考えられる。

基金の周知や拡大のために、住民や企業からの寄付金額と同額を行政も積み立てる「マッチングギフト方式」などを運用し、行政と住民がともに若者の社会参画を推進していく姿勢を社会に向けて発信することができる。

④ 行政の機構を横断した若い職員を中心とした会議

若者の社会参画を増やすための施策を考えるには、考える側も若者の視点に立った考え方ができた方が望ましい。また、若者の社会参画を必要とするのは企画部署に限らず行政のさまざまな分野に共通した課題である。これらのことから、若い職員を中心とした行政機構を横断した会議を設けて若者の社会参画に関する施策を実行することも有効な手段ではないだろうか。

若い職員が施策を実行することで、施策の受け手側である若者と同じ視点で課題を見つけることができる。また、若者と一緒に施策を実行する中で、そこから新たな交流が生まれることが期待できる。そういった行政と若者との繋がりが広がっていくことで、行政や社会参画に関心を持つ若者が増えていくことが期待できると考える。

⑤ 職員の研修

第4章で先進事例紹介をした自治体の職員に共通するのは、若者が社会参画する必要性に対する認識が高く、事業に取り組む姿勢に熱意が感じられる点である。

第2章のアンケート結果にもあるように、神奈川県内の各自治体においては、若者の意見を政策に反映させる必要があると考えているものの、具体的に総合計画に記載されている自治体は少ない。今後、自治体において、若者の意見を政策に反映させるためには、総合計画を策定する自治体職員の意識改革も必要となる。

男女共同参画事業においては、政策・方針決定過程へ女性の参画を進めるため、自治体の幹部職員（課長相当職以上）の割合を数値目標として設定しているケースが見受けられる。しかしながら、本件の場合、政策・方針決定過程へ若者の参画を進めるために、若手職員を幹部職員に登用することは、人事制度上の諸問題もあり現実的ではない。女性は幹部職員に登用された後も女性であるが、若者はいずれ若者ではなくなるので、男女共同参画事業と同様の手法を用いることができないからである。そのため、自治体職員を対象とした若者の社会参画に関する研修を行い、若者の社会参画の必要性についての理解の促進を図ることが重要となる。特に、年配者の多い管理職に対する研修を充実することで、効果はより大きくなり、若者の社会参画の必要性が総合計画に反映され、自治体の施策として実施されていくようになるだろう。

⑥ インターンシップの活用

若者を社会参画させる手法の一つにインターンシップがあげられる。

インターンシップは「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」（平成9年9月18日文部省、通商産業省、労働省による「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」より）と定義付けられている。またインターンシップの実施により「自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択や高い職業意識の育成が図られる」と述べられている。インターンシップを経験することによって働くこと、言い換えれば社会に参画することに対して能動的な意識が形成されるようになると考えられる。

インターンシップによる社会参画の成功例として、長野県小布施町の「地域づくりインターン」をあげる。「地域づくりインターン」は小布施町のまちづくり（情

報発信)を目的としたインターンシップで、最終的には町に対して提言・企画提案を行うものである。

この「地域づくりインターン」を成功例としてあげたのは、「地域づくりインターン」に参加した学生が実行委員会を結成して「小布施若者会議」を開催したからである。インターンシップで体験したものを活かし、今度は自分達が社会参画の機会を作る。このようにインターンシップが活かされた小布施町のケースは、まさにインターンシップの成功例と言っていいだろう。実際、「小布施若者会議」をきっかけとして、町へのモデルツアーの実施や商品開発、全国の長野県出身者の集会が行われるなど、町を越えた取り組みにまで発展している。

このように、インターンシップを単なる就業体験の場の提供とするのではなく、自治体が抱える課題について若者の視点で考える場を提供するといった手法も、若者を社会参画させる方法として有効である。

また、姉妹友好都市を提携している自治体であれば、姉妹都市との交流事業への参加というようなやり方をとれば、国内や、場合によっては世界と連携した事業も可能であることから、実施方法の工夫によって効果的に若者を社会参画させることができる手法であるといえよう。

第6章 若者の社会参画施策を進めるために

人口に占める若者の比率は低下の一途をたどり、それに伴い、若者が世間に与える政治的・社会的影響力も低下し始めている。これは行政が、今まで以上に高齢者に配慮した政策形成・行政経営を行わざるを得なくなってきたことの現れである。

しかし、人口バランスにおける若者世代の比率が低下したとしても、若者世代が社会に参画し、発言し、それを受け止める社会が構築されることにより、若者に配慮した政策と、高齢者政策のバランスが取れた持続可能な行政経営が可能となる。

(1) 神奈川県の場合

第2章に見るとおり、神奈川県内の自治体において、若者の社会参画を強く求める姿勢を現した取り組みはあまりないようである。老年人口は増加傾向にこそあるものの、明日の市民生活に直接影響はないと認識しているということをおかしく知ることができる。神奈川県内の自治体が運用している総合計画基本構想は、計画期間を10年としているものが多いが、その10年間における取り組みは少なかった。

しかし、人口ピラミッドを見ると、現在と10年後では、世代ごとの人口バランスが異なることは明確である。20年後、30年後はさらに顕著である。少なくとも、次期総合計画策定の段階では、若者の社会参画について、自治体の方針を示し、施策を推進することが必要ではないかと考える。

(2) 自治体における課題と若者の社会参画の関係性の整理

若者の社会参画政策を検討する前段階として、自治体特有の現況及び課題を分析することが必要だ。

第一に、若者を対象とした、社会参画に対する認知度や意欲の確認、社会参画に至らない理由などの社会参画と関係する要素の分析。これにより、住民の「若者の社会参画」への理解度を把握することができ、意識を向上させるために必要な施策を検討する上で重要なヒントを得ることができそうである。

第二に、自治体ごとに潜在する「まちの課題」と若者の社会参画の関係性を整理すること。整理することにより、まち全体で若者の社会参画に向けた取り組みを推進する理由を明確にすることができる。

推進する上で注意すべきこととして、若者を対象とした現状分析では、従来の政策形成プロセスにおいて用いられるパブリックコメントや附属機関における意見収集では、意識が高い若者以外の声を集めることが難しい。是非、第5章で紹介した、若者の生活スタイルに合う手法を取り入れていただき、広く若者の意見やニーズを集めていただきたい。

(3) 施策の検討

施策の検討においては、各自治体における現況、課題の分析と、若者の社会参画との関係性を整理し、課題分析や意見収集、ニーズ調査で見出した若者社会参画の活性化に向けたエッセンスを取り入れ、自治体の地域性を活かすことが重要である。過疎化が進み、定住促進に重点を置く自治体であれば、施策の方向性は、地域から魅力を発信し、若者を引き付ける内容となる。核家族化が進み、地域との絆が希薄になりがちな都市においては、地域活動に若者を取り込み、地域の活性化を達成するという施策になるであろう。

また、施策を策定するプロセスにおいて、若者を取り込み、地に足の着いた施策とするとともに、若者自身が、社会参画することのメリットを感じるような取り組みとなると理想的である。

(4) 各自治体への期待

どのような政策であっても、自治体と住民が課題を共有し、目的をともにして推進することが大切である。この研究会でテーマとした「若者の社会参画」においても例外ではない。対象として注目しがちな「若者」を中心に、意見やニーズ調査をすることはもちろんであるが、若者を囲む住民に意識をもってもらうことが、政策を実行に移す上で重要である。

そのために自治体は、政策検討段階から多くの住民を取り込んで行くこと、また、政策を条例化する、総合計画に位置付けるなど、時間をかけて取り組んでいくという姿勢を住民に現すことが必要である。

若者の社会参画という課題は、自治体だけで解決することができる課題ではない。社会を構成する住民や地域コミュニティ、企業など、さまざまなセクターがこの問題を理解し、向かい合うこと。それがやがて社会全体の取り組みとなった時、最大の効果を発揮するものである。

社会を動かすために、まず、自治体が政策形成に向けたアクションを起こし、社会に向けたメッセージを投げかけてほしい。人口バランスが高齢者へ偏ることは明らかであるのだから。

あとがき

本研究会は、神奈川県内の自治体の職員 8 人によってメンバーが構成され、6 月の事前課題のレポートの作成からスタートしました。しかし、研究テーマがなかなか決まらず、スタートダッシュに失敗した感がありました。事務局から「前年度より進捗状況がかなり遅い」と指摘されながら、アドバイザーの適切な助言を受け、月に 1 回から 2 回程度の研究会と電子会議室を積極的に活用し、政策案の検討を進めてまいりました。事務局の心配事は現実のものとなって、12 月には、臨時の研究会を開催することになりましたが、議論を多く重ねることができたと前向きにとらえています。

このような紆余曲折がありました。本研究会では、神奈川県内の自治体をはじめ多くの自治体で若者の社会参画を推進してもらうための提言を取りまとめることができたと考えております。各自治体それぞれ特徴がありますので、第 5 章の記載のようにカスタマイズされて導入されることを期待しております。

最後になりますが、本研究会を進めるにあたり、長期間にわたりアドバイザーとして出席いただいた松下啓一相模女子大学人間社会学部教授、千野あずさ主任をはじめとする神奈川県市町村振興協会の皆様に、心よりお礼申し上げます。

また、本研究会では、県内の自治体向けのアンケート調査と県外の先進事例調査を実施しました。アンケート調査では、県内すべての自治体から回答をいただき、研究内容を充実することができました。先進事例調査では、ご多忙の中、視察を快諾していただき、予定の時間を超えて、多くの事例を丁寧にご教示いただきました。ご協力いただいた皆様に、この場を借りて深くお礼申し上げます。

そして、この研究会に快く送り出してくれた研究員の各職場の皆様、心から感謝とお礼を申し上げます。

神奈川県内市町村における 若者の社会参画の状況等に関する調査結果

(1) 若者の意見を政策に反映させる必要性について

項目	回答数
あると考えている	33
考えていない	0
計	33

自治体名	理由
横浜市	幅広い視点から計画を策定するために、市民や学生のみならず幅広く政策に関するご意見をいただく必要があると考えます。
川崎市	政策を決定する上で幅広い世代の意見を取り入れることは重要であり、特に委員の公募やパブリックコメントといった従来の手法では集まりにくい、次の世代を担う若者の意見を取り入れることについて必要性を感じている。
相模原市	特に「若者」という対象を限定した意見反映は行っていないが、本市総合計画においては、策定の基本的視点のひとつに「市民とのパートナーシップ」を掲げ、市民の積極的な参加や幅広い議論を通じて計画づくりを行ってきた。計画の推進に当たっても「協働によるまちづくり」を基本的な方針の一つの柱として、市民参加・連携を推進することとしている。
横須賀市	市民の意見や要望を的確に捉えた政策を推進するためには、これからのまちづくりを担う若者の意見は特に必要であるため。
平塚市	市民は年代は関係なく、社会の一員として尊重され、まちづくりに関わることができることを考えるため。
鎌倉市	これからの社会を担っていく貴重な力であり、若者目線による有用な意見は様々な面で効果が期待できるため。
藤沢市	若者の意見を政策に反映させることは、若者が社会参加・参画を通じて自己決定・自己責任と共同決定の感覚や、公平・公正な精神を養い、若者の健やかな成長を支援する上で必要である。
小田原市	本市では、多くの市民がまちづくりの担い手として参画し、課題を自ら解決する取組を進めています。当該調査票における若者も課題解決における重要な主体であり、活動のみならず意見を反映していくことは必然と考えています。
茅ヶ崎市	若者は現在の社会で構成する一員であるとともに、将来の社会を築き上げる人材であることから。
逗子市	若者を含めた多くの市民の意見を政策に反映させる必要があると考えているため。
三浦市	市民の意見を政策に反映させる市民参画の取組は重要であり、若者の意見についても反映させる必要がある。
秦野市	逆に行政の立場として16～39歳までの人の意見を反映させないという理由がありません。
厚木市	高齢化の進行により人口に占める若年層の比率が低下していることから、今後若年者の意見が政策に反映されにくくなる可能性があるが、将来を見据え、持続可能な社会を実現するためには、次代を担う若年者が政策形成過程に参画する必要があるのではないかと考える。
大和市	次代を担う若者が、自分たちのまちを自らが考え良くしていこうとすることは、将来に向けたまちづくりにおいて重要だと考えます。
伊勢原市	次世代を担い、政策の具現である市民サービスを享受する「若者」から意見を聞き、これを反映することは必然であると考えます。
海老名市	これからのまちづくりの担い手となる立場である若者に、より行政に対する関心を持ってもらい、実効性ある政策を実現していくため。
座間市	今後、少子高齢化のさらなる進展に伴い、高齢者とともに若者の意見を政策に反映させることは、重要だと考えます。
南足柄市	高齢社会が進展する中で、自治会活動やボランティア活動は、定年を迎えた世代が中心となっているのが現状です。しかし、これからのまちづくりや地域の活性化には、若者にも参加していただき、柔軟な発想やマンパワーも必要と考えます。
綾瀬市	政策に若者の声を反映させるため。

自治体名	理由
葉山町	自治体で策定する政策は幅広く存在するが、最上位計画の「総合計画」、個別計画の「【次期策定予定】子ども子育て支援事業計画」など、その計画の性質上においては、若者の意見を反映させる必要があると考える。総合計画については、自治体の将来のあるべき姿を位置づけるものであり、若者が将来いかに快適に過ごすことができるか、どういう地域でありたいかなど慎重に議論されるものと推測されるため。また、次世代育成支援行動計画については、まさに若者が当事者であることから慎重に議論されることが推測されるため。
寒川町	現実的にはパブリックコメントや住民説明会などを実施しても意見提出者や参加者は高齢の方が多くを占めている。しかし、若者の意見も反映させるように努めていかないと、時によっては住民の意見として行政が受け止めている内容が、若者の意見と乖離してしまうことも考えられ、施策の方向性にも影響する可能性もある。町成人式においては、新成人の有志の参加による実行委員会によって企画運営が進められている。
大磯町	行政の取組みは長期的な展望を視野に入れて作成されているため、その将来を担う世代の意見は政策に反映させる必要があると考える。
二宮町	人口減少が続いている中、若者のニーズを政策に反映させることができれば若者の定住促進へと繋がっていくと考えるため。
中井町	教育、労働等、若者に関する多様な課題に対処し、持続可能な社会を築くためには、当事者である若者が、政策の意思決定のプロセスに参画することが必要不可欠である。
大井町	若者に限らず、全世代からの意見を反映させたい。
松田町	次世代を担う若者の意見等を町政に反映させる参画機会を増やすため。
山北町	当町の若者は、就労や婚姻を機会に町外に転出するケースが多くみられます。これは、町が多くの若者にとっての利便性や魅力に欠けることが起因していると考えられます。
開成町	これからの時代を担っていく世代であり、少子高齢化社会の中で年金等の社会保障負担が大きく本来であれば当事者として最も関わるべき世代であることから。
箱根町	自治基本条例において、若者に限らず全ての住民はまちづくりに参加することが原則となっている。
真鶴町	人口減少、少子高齢化を迎え、当町のまちづくりの目標である支え合い、分かち合う地域社会の実現に向けて、様々な取り組みを実施するにあたり、町民参加、特に新しい時代を支える若者の意見を聴くことは大切であり、積極的な社会参画を求めるため。
湯河原町	社会情勢の変化に合わせた政策立案のために、各世代ごとの意見を反映させる必要があると考えるため。
愛川町	年齢や性別を問わず町民皆さんの意見を政策に反映する必要がある。町総合計画の策定にあたっては、若者も含めた町民意識調査、小中学生アンケート、中高生と町長の懇談会等を踏まえており、若者のニーズ等の把握に努めている。
清川村	行政サービスの多様化・複雑化が進む中、限られた財源・人員でその全てに対応することに限界を迎えていることから、協働による地域づくりがこれから必要とされるが、そのためには若者の意見を政策に取り入れることで、地域に関心をもっていただき、今後の地域を支えるリーダーを育てることが必要であると考えます。

(2) 総合計画における若者の社会参画に関する記載の有無について

項目	回答数
ある	2
年齢を特定しない記載はあるが、若者の記載はない	21
ない	9
無回答 (総合計画は平成26年度に 廃止予定のため)	1
計	33

(3) 総合計画制定に関わる審議会委員の若者枠について

項目(複数回答あり)	回答数
設けている	2
設けていない	29
無回答 (・総合計画は平成26年度に 廃止予定のため ・現在、委嘱していないため)	2
計	33

(4) 総合計画制定に関わる審議会委員の全体人数、若者の人数、平均年齢について

自治体名	全体(人)	若者(人)	平均年齢(歳)	備考
横浜市	—	—	—	横浜市基本構想(2006年～概ね2025年まで)のほか、およそ10か年にわたる計画の策定の際に、審議会を開催するため、現在、審議案件がないため、委員の任命は行っていません。
川崎市	10	0	63	
相模原市	30	0	推定60歳程度	審議会委員の人数は、平成19年7月から平成21年7月までの策定当時
横須賀市	33	5	56	
平塚市	25	—	—	
鎌倉市	13	1	56.6	
藤沢市	—	—	—	
小田原市	20	0	—	
茅ヶ崎市	17	0	63	
逗子市	17	—	—	
三浦市	19	1	60	
秦野市	20	1	—	
厚木市	15	0	61.4	
大和市	11	0	55	
伊勢原市	20	2	64	
海老名市	14	1	58	
座間市	—	—	—	現在、委嘱していません。
南足柄市	10	0	66	
綾瀬市	22	0	—	平成21年度の綾瀬市総合計画審議会委員の人数
葉山町	11	2	50	
寒川町	16	0	—	
大磯町	13	0	70.8	現在委嘱中の委員はいない。 (人数は平成25年3月28日任期終了時の審議会に記載)
二宮町	18	0	64	
中井町	18	0	—	
大井町	14	1	62	
松田町	13	0	64	
山北町	16	0	67.5	
開成町	13	0	61.15	
箱根町	10	0	61	
真鶴町	11	0	65	
湯河原町	—	—	—	現在審議会委員はおりません。 (前回の改定時に委嘱後満了となっているため)
愛川町	17	0	60	
清川村	13	1	62.8	

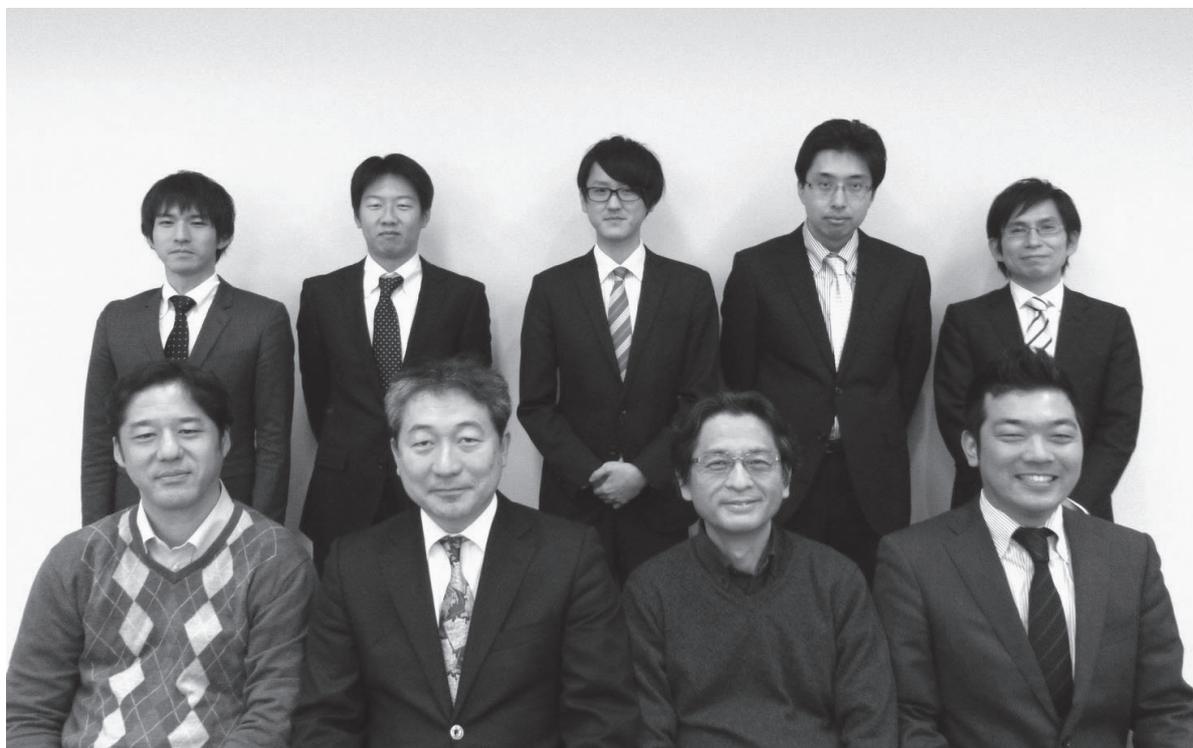
(「—」は、無回答または不明)

神奈川県内市町村アンケート回答課および担当課等一覧

自治体名	アンケート回答課等	担当課等	関係課等
横浜市	政策局 政策課	政策局 政策課	—
川崎市	都市経営部企画調整課	—	—
相模原市	企画財政局企画部企画政策課	企画財政局企画部企画政策課	—
横須賀市	政策推進部政策推進課 (都市政策研究所)	政策推進部政策推進課 (都市政策研究所)	—
平塚市	企画政策課	企画政策課	—
鎌倉市	経営企画課	経営企画課	青少年課
藤沢市	子ども青少年部 子ども青少年育成課	企画政策部企画政策課	—
小田原市	企画部企画政策課	企画部企画政策課	—
茅ヶ崎市	総務部職員課	企画部企画経営課	—
逗子市	総務部職員課	経営企画部企画課	—
三浦市	政策部政策課	—	—
秦野市	企画課	—	—
厚木市	総務部職員課	政策部企画政策課	—
大和市	政策部総合政策課	政策部総合政策課	—
伊勢原市	総務部職員課	企画部経営企画課	—
海老名市	職員課	企画財政課	—
座間市	企画政策課	—	—
南足柄市	企画部企画課	企画部企画課	—
綾瀬市	経営企画部政策経営課	—	—
葉山町	企画調整課	企画調整課	—
寒川町	町民部協働文化推進課	—	企画政策部企画政策課
大磯町	政策総務部政策課	政策総務部政策課	—
二宮町	総務部総務課	政策部企画政策課	教育委員会生涯学習課
中井町	企画課	企画課	地域支援課
大井町	企画財政課	—	—
松田町	庶務課	企画財政課	—
山北町	企画財政課	—	—
開成町	行政推進部総務課	行政推進部企画政策課	教育委員会事務局 町民サービス部自治活動応援課
箱根町	総務部総務防災課	企画観光部企画課	—
真鶴町	総務課	企画調整課	—
湯河原町	総務部地域政策課	総務部地域政策課	—
愛川町	総務部総務課	生涯学習課	企画政策課
清川村	政策推進課	政策推進課	—

(「—」は、回答の無かった項目)

市町村研修センター 研究室にて



前列左から

久根口研究員、吉田研究員、松下教授、梶研究員

後列左から

高橋研究員、前田研究員、王研究員、高島研究員、沼田研究員

平成25年度 政策形成実践研究 研究員名簿

	氏 名	所 属
研 究 員	吉 田 幸 司 (リ ー ダ ー)	葉山町 企画調整課
	梶 篤 史 (サブリーダー)	伊勢原市 生活福祉課
	高 橋 悠 太	相模原市 学校保健課
	前 田 利 晃	茅ヶ崎市 市民自治推進課
	久 根 口 勇	大和市 収集業務課
	王 建 人	綾瀬市 商工振興課
	高 島 大 明	開成町 教育総務課
	沼 田 英 治	公益財団法人神奈川県市町村振興協会 市町村研修センター (横須賀市)
アドバイザー	松 下 啓 一	相模女子大学 人間社会学部 教授
事務局	千 野 あ ず さ	公益財団法人神奈川県市町村振興協会 市町村研修センター (寒川町)

平成25年度政策形成実践研究報告書

若者の社会参画

発行日 平成26年1月
編集・発行 公益財団法人神奈川県市町村振興協会
市町村研修センター
〒247-0007 横浜市栄区小菅ヶ谷 1-2-1-4
TEL 045-896-2288
FAX 045-896-2930
E-mail fureup3@ks-sinko.or.jp
印刷 株式会社 シーケン